

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-191）」

2. 日時：令和4年11月17日（木） 13時30分～16時20分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、田尻主任安全審査官、大岡安全審査官、清水係員

日本原燃株式会社 再処理事業部 事業部付部長（設工認・耐震） 他18名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ

グループマネージャー 他1名

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子燃料サイクルグループ 担当

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

「飛来物防護ネット, 安全冷却水冷却塔及び配管の仕様表記載項目について」

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 令和4年11月8日

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」

- ・ 令和4年11月14日

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。5分開始しました。
0:00:03	ございます。清町シミズです。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始。
0:00:09	本日のヒアリングは、令和2年12月24日に申請があった設工認申請に、
0:00:15	資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:19	まずは規制庁側の出席者を紹介いたしますと本庁会議室からオオオカとその他WEBからコサクタジリシミズ。
0:00:30	以上になります。それでは日本原燃の方から出席者の紹介をして、本日のヒアリングの議題の構成の説明をした上で、ヒアリング、資料の説明を開始してください。
0:00:41	日本連盟ナカハマでございます。
0:00:45	日本連綿側の出席者を紹介いたします。
0:00:49	サトウ。
0:00:50	タカハシイシハラセガワ。
0:00:54	そちらのシミズイワタニ。
0:00:59	海が滑った。
0:01:01	オオハシモリマツマエカワ。
0:01:05	シノザキクボタヤマモト。
0:01:09	アカマツホリウチ。
0:01:12	タナカ。
0:01:13	ナカハマ以上となります。
0:01:16	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、現在画面共有させていただいてます。
0:01:23	外部衝撃後外部火災に関わる海外風0-01。
0:01:30	岩礁の落に関する海外のそれぞれのうち、
0:01:36	及び個別補足説明資料でございます。外来010さ、
0:01:42	外竜巻後個別補足説明資料であります。
0:01:47	竜巻34。
0:01:50	そのあと、溢水00-01。
0:01:53	リスク02。
0:01:55	1016万薬品00-01 薬品01 証明書直接の資料のご確認をいただきたいと思っております。
0:02:04	それで、新規制庁清水です。ちょっとあの事前の連絡が不足してたかもしれないんですけど、右の順番先に溢水、薬品からってもう読む対応できますかね。

0:02:18	こちらの出席者の関係で先に出役やってからそのあと、外部火災、カミデ、
0:02:24	思うんですが、
0:02:25	村野仲間です。はい。
0:02:27	では実績の方から始めさせていただきます。
0:02:31	はい、すいませんよろしく申し上げます。
0:02:36	はい。日本原燃清水です。
0:02:38	それではですね。はい。溢水薬品にも軽いから見ます。
0:02:43	外間真木 34 番、リビジョンロックということで、
0:02:47	すいません大変申し訳ありませんが、本日ですね、は 4 年 11 月 11 日に提出した資料にてご説明させていただきたいと思います。
0:02:58	はい。
0:02:59	今回、大きな変更点としまして、
0:03:03	藤越智ページの方ですけども、
0:03:06	35 ページのほうをご確認ください。
0:03:15	今回ですね、
0:03:18	安全冷却水 B 冷却塔につきまして、
0:03:21	一世等薬品の、
0:03:24	配慮が必要な高さですね。
0:03:26	ただをですね、
0:03:27	構造図に図示するというので、変更してございます。
0:03:33	具体的にですね、どこの部分で図示しているのかという、それはちょっとマスキング
0:03:39	入れるところでございますが、
0:03:43	衛藤。
0:03:46	ご説明させていただきますと、まずは図面のですね、
0:03:51	右上、
0:03:54	BB 断面になります。
0:03:58	こちらの中でですね。
0:04:01	ちょっと数値は申し上げられませんが、
0:04:04	T
0:04:05	右側にですね。
0:04:07	TMS L ということで、
0:04:10	こちら、機能喪失してはいけない原動機等、
0:04:15	も支えてるレベル。
0:04:19	支持学校のレベルの方の記載を、

0:04:22	追加して、鳥栖右下のですね、
0:04:26	中期、3番ですね。
0:04:30	ということで数値の意味合いを書いております。
0:04:36	引き続きましてですね、
0:04:40	図面の真ん中ほど、A部詳細と書いてあるところがございます。
0:04:47	冷却塔にはですね、ケーブルトレイに敷設されてございまして、
0:04:53	こちらがですね、探索でできておりまして、
0:05:00	こちらの方の一番、医薬品の医療所。
0:05:04	考慮する配慮した高さになるということで、TMS L表記で、
0:05:10	高さのほうを記載する。
0:05:13	していただいております。
0:05:15	さらにですね。
0:05:17	この左下、B部詳細ということで、
0:05:22	こちらはですね、冷却塔周りの配管の中で、
0:05:25	一番レベルが低いところになるんですけども、
0:05:29	このんいかん。
0:05:33	この配管のですね、
0:05:36	下に抜けていくところの貫通部に設置しております。フードを探索できておりますので、こちらの方の高さということで、TMS L表記で、
0:05:46	配慮が必要な高さを記載さして、
0:05:50	いただいております。
0:05:54	はい。
0:05:56	あとはですね、
0:05:59	前回ですね、竜巻 34 ご説明させていただいた際に、
0:06:04	いただいたコメントということで、右上の
0:06:10	B断面になります。
0:06:13	こちらはですね、遮熱板を、
0:06:16	原動機側からみたいになりまして、前回もご提示した資料では、
0:06:25	株のですね。
0:06:26	遮熱板の部分だけを表記してたんですが、
0:06:30	前面上の部分の遮熱板をくように、
0:06:34	図面の方、適正化してございます。
0:06:40	はい。
0:06:41	引き続きまして、
0:06:46	本ページの方になりますが、
0:06:53	商標の方ですけども、

0:06:55	添付 2 番の年 10 ページの方をお願いします。
0:07:05	こちら、冷却塔の仕様表の 5 段表になってございまして、
0:07:10	こちらの左から二つ目の列、日付の別で、
0:07:17	日付課長の記載がございまして。
0:07:19	こちらの配慮が必要な高さですね溢水薬品の化学薬品の。
0:07:24	こちらの数値を、
0:07:27	今、言い過ぎで出させていたいただいている補足説明資料、
0:07:31	整合するような通知の方を記載してございまして。
0:07:38	続きまして、葬式ページですけども、
0:07:45	14 ページの方をご覧ください。
0:07:51	こちら 14 ページの左から二つ目の列でございまして。
0:07:57	配管の仕様表になります。
0:08:01	今回、ちょっと悩ましかったんですけども、
0:08:06	配管についても配慮が必要な高さを
0:08:09	薬品の方で設定しているということを踏まえまして、
0:08:12	他に取り付け箇所の欄を追加して記載させていただきました。
0:08:19	はい。変更点の説明としては以上でございまして。
0:08:23	はい、規制庁がですまずここで一旦区切って、仕様表と構造図の記載ぶりについて、ちょっと確認させていただきます。
0:08:33	ちょっと仕様表の配管が悩ましいところではあるんですがこれって、どういうポリシーというかどういう方針で、ここに記載されたんでしょうか。
0:08:46	はい。日本原燃、清水です。
0:08:51	こちらにつきましては、
0:08:55	発電炉の紙資料目標も皆が見つつ、以下の項目ちょっと考えたんですけども、
0:09:05	化学薬品の上部において入るような必要な高さをですね、機器配管それぞれに設定しているということを踏まえまして、
0:09:16	配管につきましては仕様表のところでは配慮が必要な高さを変えているということもあって、
0:09:23	悩んだんですけども配管の方も、今回、記載する案を検討しました。
0:09:29	はい、規制庁課ですこれは基本設計方針では読めるように今はなっていると申っていて、
0:09:36	ここまで担保していくととてつもない量がまず出てくるんじゃないかな。
0:09:42	どんな医療ガッかつそのあまり使う。

0:09:46	使う場面であんまり意味がある数値とは思えない数値がずらずらところになるんじゃないかなと。
0:09:53	考えているんですがその辺いかがですか。
0:09:57	日本原燃清水です。しかし今おっしゃっていただいた通り、基本設計方針でしっかり大枠歩設計方針としてお約束をしていると。
0:10:10	それを踏まえまして、
0:10:14	第2回でお示しします、水の設排水薬品ハヤカワ薬品の説明書ですね、こちらの中で、その方針通りであるという評価の方。
0:10:27	お示しするということも踏まえまして、
0:10:31	そ本部の基本設計方針という書類ではその結果をしっかりと示しできるので、四方表まで書くっていうのは確かに悩ましかったところがございます。
0:10:43	はい。規制庁若井です。そうだろうなと思いますし、ちょっと書き過ぎなイメージを持っていますが規制庁側、この仕様表配管の商標に、
0:10:56	タンク薬品の配慮が必要な高さまで書くかどうかっていうのご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。
0:11:02	規制庁の田尻です。現在の考え方をお聞きしたいんですけど。
0:11:07	水道も薬品でもなんですけど、配管に限らず、機能喪失高さをすべての機器において、数字として書くことを今考えてるところなんですかね。
0:11:18	日本原燃清水です。
0:11:22	今時点も考えておるのは、
0:11:26	影響を考慮する。
0:11:29	設備も、機器配管に対して、
0:11:33	記載することで考えていたところでした。
0:11:38	規制庁館です。なんで影響を考慮するってもう、影響を考慮すると機能喪失高さも入るんだったら全部のような気がするんですけど。
0:11:45	それをこの仕様表にそこまで明記スルーっていうふうになってた場合は、何でもかんでも要は数値系のパラメータを指標に書いてることになりかねないような気もするんですけど。
0:11:56	今回のやつに限らずなんですけど仕様表にこういったものを書くかっていうの今、
0:12:00	ここではあると思うんですけどそのルールに則って書いた方がいいという整理を今されてるんですか。
0:12:10	はい。日本原燃清水です。はい。衛藤使用表に記載するルールとしましては、基本的な考え方は共通06、お示ししております、
0:12:22	機能性の担保するために必要な基本設計方針の中で数値的な約束をするもので、

0:12:31	共通資料ですとか苦情ゼロベしですと、別紙2の中で、要求種別ですね、機能要求②等整理するものに対して証憑で、
0:12:43	数値を約束するという、
0:12:46	基本的な考え方はございます。
0:12:49	その整理の中で、今回の
0:12:55	対象施設に対する配慮が必要な高さについては機能要求②加藤も、要求種別としては機能要求②と考えて、今回、
0:13:04	記載しておったところです。
0:13:08	清長谷です。江藤。溢水とか薬品であるならば水の溢水が想定してしていると想定して溢水高さとかを想定して機能喪失様と比較して、対策が必要であれば対策をとりますよ上の方針は多分、
0:13:22	今日設計方針でうたわれてきてるような気がしているんですけど。
0:13:25	ここで数値を書くというふうに言ってるのは、
0:13:29	高さだけで担保するもの場合は書きたいとかそういう話をしてるんですか何か影響を考慮するっていうのガード工法のことを言われてるのがまずちょっとわかりづらかったんですけど。
0:13:44	日本原電シミズ少々お待ちください。
0:13:58	はい日本原燃清水でございます。
0:14:01	現時点の考えとしましては、
0:14:05	この後ですね、
0:14:08	防護対象施設に該当するもので、
0:14:11	溢水の薬品の影響を明らかに考慮しなくてもいい施設はいいんですが、考慮する必要があつて添付書類で影響評価をお示しするもの。
0:14:21	に対して、配慮が必要な高さっていうのを設定するという考えでございました。
0:14:29	規制庁館です。説明があつたようなかったようですけど、その配慮が必要っていうのは、ほかにもいろんなパラメータ入れば
0:14:37	けど、
0:14:37	何でもかんでもすべからく仕様表に書くようにもとれてしまうんですけど、ここで要は今回高さんの話を追記してこられたんだと思うんですけど、
0:14:47	ここんところで、要はさっき言ったようにもう辻田さんの話と、具体的にそこを比較するような形で書いておかないと、
0:14:55	何らかの確認ができないからとか、先ほど岡の方から言いましたけど、設計方針として記載するだけだと足りないというような整理をされたのかというところだけ、

0:15:06	右のイシハラでございます。はいすみませんどっちで口挟んで、えっとおっしゃっていただいている通りで、溢水とか化学薬品は当然ながら溢水、
0:15:16	量をから評価をして高さを出して機能喪失高さの比較をしてマルバツをつけるというものは、担保条件ですね高さが書いてないと、何と何を比較したんですかみたいな話の、
0:15:28	結果が出せないなので、そういうものは、商標高さを書きますと、
0:15:34	溢水と違って化学薬品の場合は当然ながら材料との関係腐食しない、とか影響がないっていうのは、当然それ続けようとするんですけどそういう場合は材料が書いてあればいいと。
0:15:45	ただし材料が、硝酸とかの相性が悪くて、その材料だけでは説明できない。じゃ高さとの勝負でマルバツをつけましょうというものについては、高沢金井等担保条件にならないようにっていうことで今回、清水が説明した仕様書にこの高さを書くと。
0:16:01	いう結論に至ったんだという理解をしています。以上です。
0:16:07	はい規制庁田井です。今言われた薬品によってあれが悪いものってのは当然あるとは思ってるんですけど、それは短期じゃなくても、短期っていうわけではないけれど、一定程度の時間を置いたら機能喪失する可能性があるという整理だからっていうことを言われてます。乳井理事長でございませはいそういう整理だったと。
0:16:28	規制庁谷です。事業者は本文で何まで書きたいかというところなんで最後は事業者の考え方、最低限担保してるものさえ書いてあればっていうところは当然あるんですけどその上でどこまで書くかってのは事業者の整理だと思うんですけど。
0:16:41	こっちがいて逆に他の書いてないのかみたいな議論がならないように、全体としての整理をした上で記載するものについては整理していただければと思います規制庁側から他に何かあればお願いします。
0:16:55	規制庁コサクです。
0:16:58	今の点、よくわからないい。
0:17:02	よくわからないっていうとちょっと違う。
0:17:07	結局何についてはこれを変えて、
0:17:10	あれですよね腐植食うを考えなくていい材料の時にはここバーになるんですかね。
0:17:22	はい。日本原燃シミズですはいその認識でございます。
0:17:27	規制庁、奥です。
0:17:30	そう。
0:17:32	これー。
0:17:35	て言うとう。

0:17:38	ねえ。
0:17:43	名称で書いてる枠等、
0:17:47	材料っていうのは一対一になりますかそれとも細分化されることはありますか。
0:17:54	日本原燃志水です。配管名称を、材質の方は
0:18:01	一対一になるように記載してございます。
0:18:06	はい。
0:18:11	取り付け箇所の記載が、
0:18:14	区画番号、屋外ってなってるんですけど、
0:18:17	設置高さは設定せ、その屋外の敷地高さは幾つですか。
0:18:25	それはわかりますか。
0:18:26	日本原燃清水です。
0:18:28	敷地高さにつきましては、55名でございます。
0:18:40	補足でその55メーターというのはどこで明確になっていて、
0:18:45	この必要の高さっていうところ。
0:18:48	との差分を見ないと溢水評価として十分評価できないと思うんですけどそれは特定できますか。
0:18:54	特定できてますか。
0:18:56	今の記載案で、日本原燃清水です。
0:19:00	仕様表の中では、見えてないんですが、現在添付図面の方ですね。
0:19:09	通していません。
0:19:12	規制庁コサクですけどそれじゃやっぱ駄目ですよ。
0:19:16	図面は本文扱いしてないので、
0:19:19	規制庁他です10ページ目の取り付け箇所の設置床のそれに相当すると思いますが、
0:19:28	規制庁コサクです。
0:19:31	冷却塔はそれで明確になってる。はい。なんですけど、配管はそうじゃないよね。
0:19:37	て、
0:19:37	書くと言っておきながら、おかしいというふうに私は申し上げ、
0:19:44	はい、日本原燃清水はい。失礼しました。
0:19:47	ここは配下タテウチな状況になってございます。
0:19:53	はい。直接で、
0:19:55	そういうところ必要なことをちゃんと書こう書くならこうね、ということなんですけど。
0:20:03	そんな時は屋外という表現だからまたよくわからなかったりもするんですけど、どうしていくのがいいのかなと思う。

0:20:13	て言ってですね、必要なものだけバーですと、
0:20:16	いや、必要なものだけ書いて後はバズしますというのは、機器の方でもそういうことはやっているんで、
0:20:24	それはそれでいいのですけど
0:20:28	どれぐらいの量になるんですかねというところ等、
0:20:35	基本設計方針でこれまでいいと思っていたのは、
0:20:38	配管はいろいろなところでいろいろはうで、その最低ラインがわかってそれ以上で設置しますと、
0:20:46	言われていけば、
0:20:49	と思っていたんですけど、今言ったように個々に見ていくってなると、それぞれの位置と被水評価を踏まえた、
0:20:59	高さで、
0:21:01	というようなことの照らし合わせをいろいろやってという。
0:21:05	うことになって、
0:21:09	原燃で対象箇所いろいろ見ていったところ、全体で代表してでは説明がしきれないんで、ここに示す必要があるだろうということになったと理解をすればいいですかね。
0:21:25	すいません日本連岩田新居です。今のすみません、原燃の考え方でいくと、ちょっと私とかは、電力の人間のコメントをしているんですけども、例えば、
0:21:40	機能喪失高さに対して溢水量配慮の高さっていうのは当然仕様表に例えば電力では要目表ですけどもそちらに書いてそれで、知事嫌悪や、
0:21:51	出ますんで一方で薬品防護上配慮が必要な高さっていうところを、大岡さんが言っていたみたいに基本設計方針県さあとして呼んでそこでも
0:22:06	多分添付の中で今後、薬品上配慮が必要な高さ一覧で書かれますんで、そこで基本設計方針検査としてやっていくのもありかなというような話もしたんですけども、
0:22:18	やっぱり機器ここに配慮が必要な高さっていうのは設定してそれに対して、朝夕必要な高さが設定されて、それが機能喪失高さに対して上回るか下回るかっていうのを1個1個、
0:22:31	要領書で示していかないと、検査的にはちょっと何ていうか溢水と薬品でじゃあ何が違うのっていうと、ちょっと差分が差がちょっと説明できないなというようなこともあって、
0:22:44	ここに書いか、今回夏季に行こうというような話をしたというような経緯でございます。以上です。
0:22:56	すいませんか。
0:22:59	それはなぜっていうところにまたなる、古作です。なるんですけど、
0:23:05	等、

0:23:06	結局は配管系っていうのはいろんな部屋を張っていて、
0:23:12	必ずしも全体で包含して幾つ以上というのではなくてこの部屋でこの以上この部屋でこの以上というふうに管理しないと、
0:23:23	整理ができないってことですか。
0:23:27	使用前事業者検査出てもいいですけど、
0:23:32	日本原燃清水です。
0:23:34	今のご指摘を踏まえたときにですね、やはりおっしゃっていただいた通り、フロムツールのこの一つの配管名称。
0:23:45	については、
0:23:46	複数のエアを跨いだりします屋内の配管ですと、時にですね、1、一つの医療が必要な高さを設定するっていうのが、
0:23:59	おっしゃる通り難しいのかなと。通過する部屋ごとにも変わりますので、
0:24:05	そういうことを踏まえますと、機器みたく、一律でこの基金はこれというのを設定するのが、おっしゃる通り難しい方っていうのをちょっと考えましたので、
0:24:14	ちょっと再度ちょっと中で整理させていただきたいと思います。
0:24:20	はい。補足です。それならそれで、先ほどの話ですけど屋外っていうだけでは足りなくて、変えていく必要があるよねと。
0:24:29	ということでそうすると、
0:24:32	今の配管系で対一で本当にかけるかっていうと、
0:24:37	A、フロムツールで書いたところで複数、複数区画跨っていれば、区画ごとに何か書かなきゃいけないっていうことになり、
0:24:46	何とか以上ってなってるので、そのうちの低いところで、
0:24:52	いず影響評価で問題なければそれで済むのかもしれませんが、
0:24:58	少なくともその区画がどの高さにあるのかみたいなことはそれぞれ書かなきゃいけないしと。
0:25:05	ということで結構細かくなるとは思いますけど大丈夫ですか。
0:25:11	日本原燃清水です。はいおっしゃっていただいた通り、フロムツールの長さが長くなればなるほど、
0:25:19	記載が難しくなっていくっていう点はございますので、もう一度ちょっと企業仕様表に書くのか、基本設計方針、処理の関係を踏まえまして、
0:25:29	どういったものかっていうのをちょっと再整理させていただきたいと思います。
0:25:35	はい。補足です。我々としては、影響評価で、
0:25:40	そういったところの最大の水位と、

0:25:42	設置する高さの一番低いところが、の前後、上下関係で機能を維持できるということを宣言していただければいいと。
0:25:52	いうところなんでその宣言の仕方として、どういう単位で示すのが、
0:25:57	合理的かと。
0:25:59	ということで、考えていただければと思います。こういったことの議論がわかるように、何らか説明資料作って提示いただければ、
0:26:07	よろしくをお願いします。
0:26:10	はい。日本原燃清水です。了解いたしました。
0:26:13	はい。規制庁岡です。じゃ、こちらの仕様表に関しては今の議論を踏まえて再検討されると考え方も含め再検討されると。
0:26:23	ということで構造数の方なんですけど35ページ目の、
0:26:28	とこっちらも配管が明記されていて、まず、
0:26:35	あれですねケーブルトレイに関して、注釈4 あったりあと溢水に関して注釈3があったりするんですがこの数字と注釈は別々に、
0:26:46	なっているところはちょっと気になっていまして、例えばこの数値に注釈を、
0:26:53	打つとか、対応づけすればわかるようになるんじゃないかなと思うんですがまずその辺いかがですか。
0:27:00	日本原燃清水です。
0:27:02	はい。今おっしゃっていただいた通り、この
0:27:06	拡大図の数字のところですね、注記を打っては、関係性が明確になりますので、やっぱりそのように対応させていただきたいと思います。
0:27:14	はい、規制庁加瀬です。お願いします。はい。こちら配管なんですけど、例えばこういう図示をした場合、先ほどの仕様表の話ではないですが、
0:27:24	全部表現できそうなものなんでしょうか。
0:27:28	日本原燃シミズですはい先ほどの議論とも関係。
0:27:33	します。全部実施するのも難しいかと思しますので、商標との関係も踏まえまして、頭整理させていただきたいと思います。はい、規制庁です。その方がいいかと思しますので、また再検討した。
0:27:46	時に使用表だけでなくこちらの構造図での主、示し方等もルール決めて、説明していただければと思います。
0:27:58	昨今、
0:28:00	こちらの資料に関してはほか、
0:28:03	規制庁係長コサクです。すいません。
0:28:11	と、
0:28:13	全般的な話ですけど、マスキング仮称。

0:28:18	は限定してねという話をしていますね。
0:28:22	そちらの元の設計図書の記載っていうところがあるんだと思うんですけど、
0:28:29	マスクング箇所にかかっちゃってる名称のところとかは、ちゃんとマスクングの外にさせていただきたいと。
0:28:38	いうところろう、
0:28:41	ですけど。
0:28:43	そこら辺はどこまで精査してるもんですか。
0:28:53	日本原燃清水です。
0:28:56	おっしゃっていただいた通り、今、
0:29:02	名称類の名称等マスクング化かける必要がないところを今、図のマスクングとかぶってですね好きになっているところがございますので、
0:29:15	ここの方はですねマスクング部門とも調整してですね、
0:29:22	適切なスキーム範囲があるようにちょっと是正したいと思います。
0:29:29	はい。よろしくお願いします。
0:29:36	あれです。
0:29:38	うん部品、部品部材の名称みたいなのはマスクングかけない発注なんですよね。
0:29:48	日本原燃志水はい、基本的にはそのお考えでございます。
0:29:52	はい。
0:29:53	じゃあ、それはしっかりと見えるようにしていただきつつ、
0:29:57	次、実際に物事が見えないのでそれだけわかって何なんだっていうのは若干ありますけど、こういうも能について説明している図なんだということが最低限わかる。
0:30:10	ます。
0:30:19	それでいうともう一つちょっと気になったのは左下のところ、一番最後のページ左下ですね。
0:30:27	ここの、
0:30:30	マスクングの中に入っちゃってる数字自体はマスクングですか。
0:30:35	日本原燃清水です。はい。こちらの数値はマスクングでございます。
0:30:41	一方でここの領域を説明してますっていうことは、その外側のものは
0:30:49	引き出し線を出して、ここの数字を説明しますと見えるようになってますけど、その趣旨としてはここ見えた方がいいと。
0:31:03	はい。日本原燃志水です。はい。
0:31:08	そうですね、おっしゃる通りどこを示してるかというのは、
0:31:13	特段マスクング情報ではない。
0:31:17	いう理解でございます。

0:31:20	はい。そういったところもさらに精査をする。
0:31:23	はい。
0:31:24	それで
0:31:26	等、
0:31:30	その点では伝熱管
0:31:33	のところも、
0:31:35	検討が不足してるかなっていうふうにも
0:31:39	で、記載ぶりはそれでいいです。
0:31:44	ちょっと気になったのは、ちょっと話が、
0:31:47	違うことになっちゃいますけど、遮熱板の設置状況をD断面つても見せていただいたということなんですが、
0:31:58	これで見ると、
0:32:01	全方位囲んでるっていうことになるように思うんですけど、逆に
0:32:08	原動機の熱っていうのはちゃんと逃げるんでしょうか。
0:32:16	日本原燃田仲でございます。遮熱板の取り付けについては全周を囲っている形と、
0:32:22	なっております。
0:32:23	藤堂マスクになるからちょっと、
0:32:29	遮熱板の原動機の後ろに少し隙間があると。
0:32:36	思う思います。その原動機が乗っている台ございまして、その場合は、
0:32:45	沿線で表現してございますけども、その代のところと、遮熱板ところに隙間が空いてますよというところで、そこについてはどうなってるのっていうと、空気が抜ける空間となっておりますので、
0:32:59	以前他市カーが以下で説明した通り原動機の冷却に必要な空気の流れっていうところは確保しているというような設計となっております。以上です。
0:33:11	わかりまコサクですわかりました。それはどこかって、添付書類の中で、
0:33:27	日本原燃のモリマツです。衛藤外部火災の方で熱影響評価をしているんですけども、現状ちょっとそこはかけてはいませんので、ちょっと一言を。
0:33:37	そこに追加するよういたします。遮熱板の話ですので、ちょっとK火災のところちょっとそういうことがあるようにですね、対基本方針の辺りかなとかにちょっと記載させていただこうかと思えます。
0:33:51	以上です。
0:33:56	コサクです

0:34:00	どこが手すき適切かっていうことで考えると、悪影響防止として設置するけど、これで防止、ちゃんと
0:34:12	収納する収納するとちょっと語弊がありますね原動機に、の機能を障害しないようになってますという、
0:34:20	説明としては悪影響防止って言えば、勧誘になりますけど、
0:34:26	一方で遮熱板ってこの、
0:34:29	機器というよりは防護のためにつける機器であってちょっと
0:34:34	枠としてあまりいい場所がないので、遮熱板を説明する、今のところで書くしかないかなっていうことですかね。
0:34:43	はい。日本原燃のモリマツです。遮熱板の設計方針のところには多分書けないと思っていて、当社熱が基本方針を変えている添付書類の4-1、安倍塩野1のところですね、
0:34:56	遮熱板はカッコいいような設計とすると、それに対して、困った設備に悪影響がないように設計するっていう一言を追加させてもらおうかと考えました。
0:35:05	以上です。
0:35:07	コサクです。わかりました。一応開口部がだからあれですよ。
0:35:13	熱が入らない客土っていう意味で、下面っていう古藤だということですよ。
0:35:20	宮永です。その通りでございます。はい。そこら辺ぐらいは、書いていただいたらいいかな。
0:35:27	よろしくお願いします。
0:35:40	規制庁お金するほか、
0:35:42	特にならなければ、
0:35:45	被水の方から、
0:35:47	順番に説明をお願いします。
0:35:53	はい。
0:35:55	日本原燃の塩崎です。
0:35:57	令和4年11月14日に提出させていただきました、溢水0001でございます。
0:36:04	こちら前回、11月の2日にヒアリングしていただいたコメントを踏まえまして、
0:36:12	修正を行っております。主なところだと、概略評価のところですね、
0:36:18	設計上の担保事項をちゃんと示した上で、図面とのリンクと記載したりとか、そういった記載の適正化拡充等を行っております。

0:36:27	修正内容について特段こちらから説明するところはありません。以上です。はい。規制庁羽根です。まず、今2基本設計方針の34ページ目のところで、
0:36:40	少し直されていたんですが、
0:36:43	ここを、前回少しコメントしたところで、盗難の高さを確保するとか、屋外の施設、
0:36:52	もうちょっとちゃんと主語とか明確にしたら、
0:36:55	明日しないとちょっと曖昧ですよというコメントを受けてのことだと思うんですが、
0:37:01	機能喪失高さ、
0:37:03	という表現で、
0:37:06	全体を通じて、高さに関する没水に対しては、表現しているのでわかるんですけど、この
0:37:13	水の侵入経路から水の浸入を防ぐ保護構造を有する設計っていう部分が追加されていてこれは、
0:37:23	主語が、
0:37:26	イスイももう、
0:37:28	最初設備全体にかかる、また何か、
0:37:32	前回の没水の話と一緒に、
0:37:35	やっていることがちょっと違ってきてしまう。
0:37:38	ていて、
0:37:40	あくまでその機能喪失する部位とかが、等に水が入らないようにするっていうような
0:37:48	ことを表現していただきたくて、コメントしたところもありましたが、まずその辺の認識っていかがでしょうか。
0:37:57	はい。日本原燃篠崎です。全くおっしゃる通りですね防護対象設備全部を話してるわけではなくて当然、やられるところを水でやれるところについて、
0:38:07	想定される水の侵入経路から水が入らないようにするというので、及びでつなぐだけではちょっと主語が明確ではないと思いますので、
0:38:15	修正させていただきます。はい、規制庁仮説で関連してですねここを結構具体的に、一つ一つ書いてはいるところなんですけど、6.6.2の前段で、
0:38:29	内部溢水と同じように屋外の施設も評価しますって書いた上で、ここで没水と火を被水だけ具体的に書いていて、
0:38:40	例えば上記の対策がないとかわかる、わからないことはないんですが、
0:38:45	かなり限定的に書いているところが基本設計方針として少し、

0:38:49	適切じゃないような気がしています。で、まず事実関係なんですけど今後出てくるものに関しても、没水と被水だけ。
0:39:00	で、かつこういう
0:39:02	没水は機能喪失高さを確保して被水は審議を先行の方構造を有することを説明していくとそういう
0:39:11	ことなんででしょうか。とりあえず今新規性基準の対応で考えているのは、そういう設備になっていると、そういう認識でしょうか。
0:39:20	はい。日本原燃塩崎です。第2回で他に登場します屋外の溢水防護対象設備につきましても、没水については高さ、室に対しては
0:39:30	お水の浸入を防ぐ保護構造ということで、今回の冷却塔と同じ防護設計方針となっております。
0:39:38	はい、規制庁です。あとは基本設計方針という形で、今後どこまで想定して広く書くかみたいな話が、
0:39:47	ずっとありまして、ちょっとここ、やはり限定するのって基本設計の方針的には、
0:39:53	ちょっと違和感があるところではあるんですが、もう少し広く読むために頭をつけてみたりっていうような配慮っていうのは、
0:40:02	いかがですか、必要ないとお考えですか。
0:40:09	はい。日本原燃篠崎です。今申し上げました通り、現存の設備をちょっとイメージ過ぎて、
0:40:18	これに限定しても影響ないというふうに考えたんですが、そもそも基本設計方針として、
0:40:24	雄踏、
0:40:28	前はすごい薄っぺらすぎてご指摘いただきまして、今回はそう意味で限定し過ぎというところで、ちょっとその、
0:40:36	中間点というか、基本設計方針として書くべきところってところ、
0:40:41	検討したいと思います。その前に指摘いただきました同様に評価するというのは細かいこと言いますと屋内スペシャル屋外スペシャルというところございますんで、ちょっと同様にという言葉は一言で。
0:40:53	表現するのも、
0:40:55	ちょっと悩んだところであったんですけども、基本的には
0:40:59	評価すべきところ、評価補方法とかですねそういったところは、屋内と同様にやってきますよというところなんですけども、ここもちょっと言葉が足りませんので、
0:41:09	基本設計方針に書くのか、添付の方でもう少し細かく書くのかは、すいません検討させていただきますが、
0:41:16	指摘コメント展開させていただきます。はい。規制庁加賀です。おっしゃる通りで、基本設計方針としてこう読んでいくと、かなり

0:41:27	まだちょっとこなれてないというかですね、少し書き過ぎ、金戸限定し過ぎかなというところが、
0:41:34	ありますので、一段落目2段落目をもうちょっと他の基本設計方針と同じようなトーンで明確にわかるように書いていただければと思います。
0:41:46	本文はこれぐらいでしてちょっと続きまして先ほど、
0:41:53	まず108ページ目、別紙4の方に移らせていただきます。
0:42:01	108ページ目に、前回コメントちょっと単一1系統における単一の機器の破損を想定するところで、
0:42:11	補足説明資料の方では拡充されたんですが添付書類の方でも、そのエッセンスがちゃんと理由としてわかるように、
0:42:19	追加してくださいと言ったんですがここ、今回、108ページ目2、2行目に家庭、
0:42:26	家庭だけが書いてきてその理由が書いてなかったんですが、
0:42:31	理由を書くようにコメントしませんでした。
0:42:38	はい日本原燃篠崎でございます。
0:42:42	内部溢水ガイドを参考にとということで、まず内部溢水ガイドのA棟等からあまりはずれ変なことを書くとまずいということで、そちらのまず表現を持ってきたというところでございます。
0:42:56	これ理由につきましては、そのガイドの解釈みたいになってしまうところもあって、
0:43:03	ちゃん、有賀金谷だところですけども、
0:43:08	当然、背景としては想定破損というのは、
0:43:12	いろんな破損考えないでとにかく足輪しなさいということですので、
0:43:19	プレゼンをやってるところについては片方は健全なものと仮定して、1ヶ所をしなさいということだと。
0:43:27	認識してるんですけども、
0:43:31	どこまで建立書くかというところで、すいません今回はこれぐらいの記載させてもらったところ指摘の意図は理解していました。はい。椅子水色さんの方で、が移動。
0:43:43	その理由なんかもかなり拡充して書いてもらって、
0:43:49	とそそのぐらい書けば、
0:43:52	いいのではないかと、いうふうに、
0:43:55	言ったところだったんですか。
0:44:00	はい。すいません日本原燃篠崎です。
0:44:04	そういう意味でこれほどまで書くかというだけの話でございましたので、すいませんちょっと私のセンスがなかったんですが、もう少しここ

	じゃ拡充させていただきます。はい規制庁伊勢さんの方でまとまっていますのでそれを理由としてちゃんと書いてくださいという。
0:44:19	添付書類はあくまで
0:44:21	方針等も含めそうなんでこうなのかっていうところがわかるように、
0:44:26	示してもらいたくて、
0:44:28	その意味で、こういうところもちょっとずつちゃんと
0:44:32	補足していきましょうということで、伝えてましたのでまた、
0:44:36	よろしくお願いします。
0:44:44	あと 167 ページ目。
0:44:46	ここ、今回、いろいろ書いていただいたところで、
0:44:59	2.3 のですね、いろいろ書いてもらった中で一番、
0:45:10	違いますんで、2 段落目のなお書きのところですねいろいろ条件を書いてもらってる中で、今。
0:45:18	甲斐というか
0:45:21	水本の対象設備を内包する建屋が密集した範囲においてっていう文言が入っていて、これって、
0:45:29	屋外の施設の評価にあたってどういう、
0:45:33	影響をもたらす
0:45:35	どういう意味でここを変えたんでしょうか。
0:45:40	はい。日本原燃の篠崎でございます。
0:45:43	屋外の水影響のですね高さを算定するにあたって、設定する面積なんでございますけれども、
0:45:54	2004 年の再処理事業所ってものすごく構内面積広うございまして、
0:46:01	東側にはですね、あまりインフラがないところも敷地としてございまして、敷地全体を面積としてしてしまいますと。
0:46:13	よりもですね、いわゆる再処理のメインプラント、守るべき防護対象設備が密集しているというか集中して置いてあるところ。
0:46:22	この面積として、
0:46:25	評価上の面積としてですね設定した方がずっと保守的であるということで、
0:46:31	それを表現する言葉として、溢水防護対象設備を内包する建屋が密集した範囲という表現を用いさせていただいております。
0:46:41	以上です。長から何か、建屋開口部高さみたいな話であれば、こういう表現で何か、
0:46:48	あんな中にも入れないようにちゃんとこういうところを考慮してんだなど。
0:46:52	思うんですが、なめメインプラントっていうことを、

0:46:56	表現するためにこういう、
0:46:58	ワードを使ったとそういうことなんです。
0:47:03	そうですねメインのメリットだけ出ます。メインプラントというかももう全然もう、江藤一穂もというような、
0:47:15	ような敷地の東側とか鶴田家ご披露ございますので、そういったところは考慮せずに、
0:47:23	5対象設備がいっぱいあるような、
0:47:26	漏れる対象がいっぱいあるようなところを、ある一定の区画を設定して、面積として設定したということでございます。以上です。はい、規制庁オオハシわかりましたちょっとこれだけ妥当な
0:47:38	何で内包する建屋が密集した範囲なのかっていうところが、
0:47:43	ちょっと疑問がわきましたので、今おっしゃったような理由を、
0:47:47	ここも追加いただくのがいいかなと思うんですが、いかがですか。
0:47:53	はい日本原燃篠崎でございます。承知いたしました。枕詞し追記させてもらいございます。
0:47:59	説明資料では具体的にそこがどこだと図示してございますので、そのエッセンスここに入れるようにいたします。以上です。規制庁コサクです。ごめんなさい。
0:48:09	コサクですけども、枕詞というよりは、
0:48:14	もうちょっとわかりやすく、
0:48:17	書いていただいた方がいいかなというふうに思うんですけど、現状の書きぶりだ等、あたかもそういう物理挙動があつて、それぞれを一つ一つちゃんと評価します。僕も聞こえるんですけど見えるんですけど、
0:48:31	今の説明だと、一つ一つやるのは大変なので、
0:48:36	ある。
0:48:39	架空の面積を代表としてとってその区画にはないタンクも含め、一律で評価してしまいますっていうふうにも聞こえたんですけど、
0:48:50	どっちですか。
0:48:55	いや、えーっとですねもう、
0:48:57	これがいいという、エリアの設定に当たりますして、
0:49:04	なんていうのは
0:49:07	規制庁とりあえず、先ほどの説明なんですけど普通に溢水が、いわゆる水高さを算出しようとするときに、敷地全体の面積というすごい面積で割る形になってすごい。
0:49:20	高くないので、或いは防護対象が密集してるところの面積だけの床面と考えてそれ以上のところには広がらないという想定を置いたとかっていうふうにも聞こえたんですけど何か、どれかモードでもとれるよう

	な言葉と、文章になってちょっとよくわかってないんですけど、どれでしたっけ。
0:49:36	日本原燃シノザキですありがとうございます今鳥井さんが遅くしていただいた通りです。
0:49:41	保守的に面積を
0:49:46	いや、防護対象設備が無視してるエリアで設定させていただいてるということでございます。コサクですちょっとそれ、今のちょっと回答を私の質問に、
0:49:57	全部答えてなくてですね、一つ一つ区その防護対象設備、
0:50:04	の区画、
0:50:07	場所、
0:50:08	どこの範囲を区画として設定して面積を、
0:50:14	割り出すかというのを一つ一つやってるっていいことですか。
0:50:18	日本原燃西浦です大変失礼いたしました。不具合は屋外として一つの設定ですべての防護対象設備の機能喪失高さとの比較をやってございます。対象一つ一つに、
0:50:30	近傍のエリアでという設定は行っておりません。以上です。
0:50:35	はい。
0:50:36	高速です。そういったことが書いてないからわからないんですよ。
0:50:41	そうすると、何でその屋外っていうの一つでいいんだっていうところの説明をしてもらえますか。
0:50:58	日本原燃篠崎でございます。
0:51:04	を、
0:51:07	言い方は確か具合のタンク、
0:51:11	いっせいに壊してですね、しみるとか、地中への浸透とかそういうものもあった、甘えずに、
0:51:18	やはり一歩上の、
0:51:21	面積のところはドーンと高さが出るといったところで十分な保守的な評価になっているとお考えでございまして、一つ細かくですね、
0:51:31	ローカルで局所的にどこまでの高さになるかというところまでは見ずに一律に設定させていただいてるところです。
0:51:40	それだけだとやっぱり説明足りなくて、
0:51:42	1 水源となるタンクの位置と、
0:51:46	溢水防護台数、防護対象設備の位置関係で、
0:51:56	一つで扱うというのは別に局所にタンクのすぐ横に防護対象設備があれば、そのエリアに限定して評価をしないと駄目なんじゃないかっていう議論が出てくるじゃないですか。

0:52:09	そういうようなエリア選定をして評価してます。
0:52:14	はい。日本原燃篠崎です。正直申し上げましてそこまでの、
0:52:20	評価やってごさいませんので、今すぐに回答できません。コサクですす いません。
0:52:27	あれをやれと言ってるわけ。
0:52:29	あれ、何でそうそんな限定してやらなくてもいいかというところは配置 なんかがあって、実際にはこう流れてきたところで田丸。
0:52:38	ことすかすありえないから、こういう設定をすればいいですっていうこ とを話をしたんじゃないんですか。
0:52:51	話してないんですか。
0:52:54	表現しようがちょっとまし少々お待ちくださいませ。
0:52:57	すいません日本原燃車ですね。横川すいません。
0:53:02	篠崎さんが多分言いたかっただろうこと代弁します。水源。
0:53:07	がどこにあるか、敷地全体渡って東西南北いろいろ点在しているという こと、あと防護対象施設と1水源が、
0:53:18	近接していて一対一で評価をしなきゃいけないような配置にもなってな いと。
0:53:22	それも防護対象施設の施設の
0:53:25	東三井サトウ北川だっけに点在しているということで、全体、
0:53:32	の溢水に対して全体の面積との関係で評価をすれば、評価としては十分
0:53:39	できるということを考えた上で、今回の溢水評価は、敷地全体の面積で 合っていることをもとに、1000円も全部壊して、それが広がるというこ とを前提に評価をしていると。
0:53:51	ということなんですけど、多分、やったこと自体が、なぜその狭い範囲で 評価をしなきゃいけないのっていうのが、多分理由をちゃんと説明でき ないから、こんなことに多分なってるんでしょうね。
0:54:03	本当だったら敷地全体でやればいいじゃないっていう感じもしますし、 例えば敷地に段差があるとか、あと区画によってどうも溢水がたまりや すいような構造があったりしますとか、いうことであればその区画を影 響評価をして、
0:54:18	そういう形で評価の仕方を考えるということが一応あると思うんですけ ど、少なくともうちの敷地ではそういうことを考えなくてもいいんじゃ ないかと、いうふうには思います。以上です。
0:54:28	はい、古作ですまずは、今言われたようにですね、返済をしているんだ と。
0:54:33	いうことだけでもまとめて評価をしたいというので実際にはこっちに流 れず2、違う方に行くのもあるけど、
0:54:44	全体評価をするために、来る。

0:54:47	押し寄せてくるんだという、
0:54:50	次、現実にはありえない想定をしますと。
0:54:53	いうことがあり、一方で、
0:54:57	防護対象設備の設置位置でいうと、周辺に建屋があつたりして確実に流、
0:55:06	伝播していったら広がってしまうということでもないので、
0:55:12	そ、
0:55:14	そのエリアでの面積というところで確実に伝播するよねという範囲に絞って面積を設定しますっていうことですよ。はい。日本原燃石田でございます。おっしゃっていただいた通りだと思います。
0:55:28	はい。補足です。そういった旨を、わかるように書いてください。
0:55:32	岡さんそれでいいですか。
0:55:35	複数の建屋の評価の時もそういう議論をして、今で言う溢水 03 ですかね、に、その辺の水量の小条件とか、少し書いてもらってるところがあつて、
0:55:48	図を使っているのもよりわかりやすくなっているところではあるんですが、そういうのを言葉のエッセンスでしっかり落とし込んでいただければと思います。
0:55:59	はい。事務次長でございますちょっと話をして、そういうふうにかかせますそういう意味では、先ほど篠崎さんが言った枕詞ということで多分なくて、多分なお書きで書いたことの中で屋外の溢水タンクの全量が地表面に滞留した場合の溢水水位があつて、高さ、
0:56:18	を下回るってことを言った上で、その一斉の水位を評価するにあたってはこうこうこういう考え方でありましたということ、文章を分けて書いた方が、わかりやすいかなと思いますのでちょっとそういう方向で調整をしたいと思います。以上です。
0:56:33	はい、規制庁です。よろしく願います。あと、同じ場所 168 ページ目で、先ほどの図に飛ばすようなところこの辺は、MOX の建屋、
0:56:46	での議論を参考に、
0:56:52	シナリオも構築されていて表現方法も何か、
0:56:55	MOX の建屋と大体同じにそろってきていますので、
0:57:01	この辺よろしいですかね。何か。
0:57:05	気になる点等ありますか。
0:57:14	規制庁加賀です。では、先ほどのところも少し拡充いただければと思います。
0:57:21	で、この部分を意図した後 194 ページ目から、
0:57:27	別紙 6 なんですが、

0:57:29	今回の補正でも結構目立ったんですが、
0:57:33	インベントがですね、溢水薬品は結構ばらついていて、補正もそのまま、イベントが
0:57:41	他のルールと沿ってないままからついて提出されたりもしていたので、最後に、00 資料の別紙もそうなんですが、補正書の方もしっかり確認した上で、全体を通じてインデント、
0:57:55	そろったものを出していただければと思います。
0:57:58	よろしくお願いします。
0:58:00	乾シノザキでございます。大変失礼いたしました。
0:58:04	今回は、しっかり、
0:58:05	にします。失礼いたしました。
0:58:07	はい、規制庁わかります。あと、ちょっと個別に出していただいた補足説明資料で、何かいくつか自主的に直されたところでちょっと気になったところがありまして、
0:58:18	溢水 02 の、
0:58:21	今回、
0:58:23	についてのみ広木ます。
0:58:32	7 ページ目からの別紙 1 のタイトルからなんですが、建物構築物というふうに、
0:58:39	建物が明記されていることはあるものの、
0:58:44	建屋で開口部高さが担保され、
0:58:48	担保する必要があったりして、
0:58:51	こうやって全部が全部建物が OK って書いてしまうと内容の方を、9 ページ目とか、
0:58:58	例えば建屋評価しませんみたいになっちゃうんですが、その辺で、
0:59:04	考えでしょうか。
0:59:07	日本原燃篠崎でございます。斜字すいませんたてもの、今の書き方だと、まずはこれ建物そのものについての、
0:59:18	評価対象外というところございまして、
0:59:21	おっしゃる通りすべての建物の中に入ってその中の防護対設備を守らなきゃいけないというところで、
0:59:27	施工部高さみたいでこれは当然、設計上の担保の評価対象になりますので、
0:59:35	そこが読めるように修正いたします。はい。失礼します。誤解受けられないような修正をいたします。はい。何か紛らわしくなってしまった修正だなと思って、かつ、

0:59:46	9 ページ目のところのメッシュ、その該当する機器は後に来るもので例えば熱交換機今回の冷却塔も、
0:59:54	含まれてまして、
0:59:57	これって機器単位で書いてしまってそれを全部外しますみたいな表現だと、だけだと、やっぱり勘違いを招きますので、
1:00:07	そこは、ちゃんとかこういうものは評価しますというふうにちゃんと
1:00:14	配慮する必要があると考えてますが、
1:00:19	まずその辺いかがでしょうか。
1:00:24	はい。日本原燃篠崎でございます。構築物が何を指すかっていったところだと思います。おっしゃる通り、
1:00:34	補欠単純にその建物構築全部、
1:00:38	機能を損なわないんですよではなくて、これはもうちょっと具体的にどういうものを指しているのかというところ。
1:00:43	明らかにそういったものは大丈夫ですよといった、少し言葉を出させていただきます。
1:00:49	はい。規制庁岡です。部材、部位単位っていうんですかね。そういうところ、安全機能を守るための、
1:00:57	もの、
1:00:59	でも、中でも性的なものは別2 というそういう理解ですので、ちょっと紛らわしくないように配慮していただければと思います。
1:01:13	あと、間水 04 の方もちょっとコメントがありまして、前回冷やで S F P の、
1:01:23	ところで 2 歩 I I
1:01:26	の最後のところに S F P は安重設備ですハザードを踏まえてっていうふうに追加されたんですが前回の冷やで聞いたことは、もうちょっと冗談で、
1:01:38	本ゆ事業指定基準規則とかガイドとかを踏まえた上で、
1:01:44	原燃として、安重設備に何を要求するかっていうようなことを聞いて、いろいろな条件とともにエンジニアジャッジで、そういう条件に照らし合わせて、
1:01:56	相手に設定しています。で、S F P に関しては、ハザードが大きいので、設定しています。
1:02:03	というような説明を受けたんですがその部分を、
1:02:06	と書いて欲しかったんですが、そういう、
1:02:09	そこはいかがでしょうか。
1:02:14	はい。日本原燃篠崎でございます。
1:02:18	コメント半分しか解釈しなくて申し訳ございませんでした。

1:02:21	今のご指摘でこれを、
1:02:24	まず社として前もクライテリアって話されましたけれども、
1:02:29	最初に安全審査指針に従ってクライテリアってのございますので、
1:02:35	そこに、
1:02:36	失礼しました、触れて、
1:02:38	施設はこういうものですよと言った、もう全体の話の踏まえて、
1:02:43	プールピットについてはというふうにお話を展開させていただきたいと 思います。
1:02:49	おそらく水球と温度計の話も、
1:02:53	入れないかな、いきやいけないかなと思いますので、そのの
1:02:57	ところのすいません資料で機能といったところに、
1:03:03	着目して、安重として一般前条なき機能、
1:03:09	維持に必須な機能じゃないですよという説明ばかりしてるんですが、
1:03:14	そもそも必須の機能をどういうふうにして、それに合わないのでもいい んですといった展開が必要かなというふうで今認識しましたので、
1:03:23	ここ記載を拡充させていただきます。はい。以上です。規制庁若井で す。その通りだと思いますんで且つちょっと目立ったのは話の流れが悪 くてですね。
1:03:33	結論のところ推計する要件のことを論じていて、前段では全く論じて ないっていうような、その何の所、何を目的とした書類で、
1:03:44	結果的にこうなったという
1:03:47	中で、その途中途中で登場人物が登場する。
1:03:51	最後は全然、初めの目的と違うことが説明されたけど、
1:03:57	ていうような話の流れがちっと悪いっていう印象もあって、今の言っ たようなその前段での、もっとしっかりす、
1:04:06	こういうことを説明したくて、こういう人たちが登場人物で、2ポツで は、その図前段としてこういうふうで考えがあるので、この人たちはこ うなります。
1:04:17	3ポツはその具体的な説明をしてっていうような、
1:04:20	ふうに、資料の方向性も、流れも考えていただければと思いますんで、 よろしくをお願いします。
1:04:28	はい。日本原燃篠崎でございます。ご指摘の通り確かに、3ポツでいき なり温度計は水系はという主語で始まってますけど、これがいきなりこ こで発言になってますので、
1:04:40	その前にまず温度欠席の話もないと、ストーリーも繋がらないと思いま す。指摘通りだと思いますので修正させていただきます。はい。規制庁加

	瀬です。よろしく申し上げます。水全般にかけて私からは以上なんですが、
1:04:54	他の規制庁側から確認したいことがありますでしょうか。
1:05:01	もしないようでしたら次薬品の方をお願いします。
1:05:14	はい。はい。
1:05:18	令和4年11月14日に提出させていただきましたA薬品、00の0一番でございます。
1:05:26	こちらも
1:05:29	11月2日にさせていただいたコメント、ヒアリングでのコメントを反映して参りました。
1:05:39	その時の、
1:05:41	あ、すいません江藤基本的はそのときの修正になるんですが、
1:05:49	区外の保護対象設備を今回評価対象外から評価対象にしますといった修正を行わさしていただいたんですけれども、
1:05:58	結果としてですね表現、もともと屋外に対する防護設計方針こちらは、
1:06:04	想定する漏えい元からの距離を確保する。
1:06:08	プランは守る、防護設計の基本のコンセプトですよというような趣旨がですねちょっと、
1:06:14	一部見えなくなっているところがございますので、
1:06:17	そこは方針を変えるものではございませんので、表現を、
1:06:23	修正させていただきました。
1:06:25	それに伴いまして、薬品01、すいません、令和4年11月4日に入れさせていただきました薬品01につきましても、
1:06:34	こちら在庫整備費の観点で影響内容といった評価結果の結論、そういう書き方になっていたんですが、あくまでも通期裨益の観点で、必要な離隔距離が確保されているんですよ。
1:06:48	何が設計上の厚生局になるかと、あるような記載に変更してございます。
1:06:56	はい他は、に補足することございません。以上でございます。はい。規制庁岡です。はい。その辺は確認しまして31ページ目の、
1:07:07	方針のところからなんですが、これも先ほどと同様、
1:07:14	こちらはちょっと、
1:07:17	わからなくもないんですが、
1:07:20	先ほどの溢水の評価と同様ですね、7.8.2のその伺いのところ、
1:07:27	関係薬品の室内建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する評価と同様に評価すると言っていてまた書きで、没液裨益。
1:07:39	だけがこう出てきているような、

1:07:41	感じがあってですね腐食性が数が
1:07:45	まずは思いつくところなんですが、
1:07:48	こちらに関しましても腐食性バスター屋外では想定してないんですか。
1:07:56	はい日本原燃篠崎でございます。腐食性ガスですね当間来開放でございますので、いわゆるその7日間の劣化といったようなモードを考えますと、かつ、拡散いたしますので、
1:08:11	腐食性ガスの、
1:08:13	あそこにずっと止まるということでございませぬので、腐食性ガスの影響評価っていうのが、屋外ではやってございませぬ。ちょっと同様にという言葉で、その辺見えなくなってしまうので、
1:08:25	下水道同様ですけれども、ちょっと工夫させていただきます。以上です。はい、規制庁の話はわかりました。はい。その辺また出納並びもとりながら基本設計方針ばい。
1:08:39	どう使う。
1:08:40	で、少し
1:08:44	広く読めるかつ明確にっていうようなところを、工夫をいただければと思います。
1:08:51	あと、96 ページ目。
1:09:02	何か追加されたんですが(1)の並びにここって、
1:09:08	具体的にどういうことを表現しようとして、この並びにつなげたんでしょうか。
1:09:22	はい。日本原燃の堀内でございます。こちらにつきましてはですねもともと、
1:09:28	その隣に書いてございます基本設計方針の方ですね化学薬品の種類、量、濃度等ということで等々を記載してございましたが、この内容としまして
1:09:40	展開するということですね、主要保管場所及びその温度というものを頭の中で展開させていただきましたあとその前についてます並びにつきましては当間及びの上流になるということの平均の
1:09:54	ルールとしまして記載させていただいたものになります。以上です。はい規制庁ですね並びにで接続したところがちょっとわからなくなって使用保管場所、
1:10:06	と温度だけが追加されたように今見えてるんですがそういうことなんですか。
1:10:26	日本原燃の堀内でございます。
1:10:28	衛藤。

1:10:31	そうですね等の内容としましては今大岡さんがおっしゃっていただいた通りの内容になっているんですけれども、おっしゃっていただいた通りですね仕様で中ポツで保管場所と、
1:10:42	いう形にもなってございますのでですねちょっとここ、おっしゃる通りちょっとわかりづらい表現になってるかと思います。再度確認精査いたしまして、修正をさせていただきたいと思います。はい、事実関係としては使用保管場所に、
1:10:55	の、化学品の種類量濃度っていうのも当然入っているんですよ。
1:11:05	はい。それはもちろん入ってございます。追加に関しましてはですね使用保管をする場所と、その紙を保管する、これの温度と、
1:11:16	いうことでも併記を、併記というか、協議を展開させていただいているものでございますが、
1:11:22	ちょっと表現をさせていただきたいと思います。はい、規制庁わかりましたちょっと違和感あったのやっぱ並びに及びっていうふうに使われたので、何か。
1:11:31	かなり、
1:11:33	主要保管場所と全く別のものを書いている、前段と全く別のものになったのかなという印象を持ったんですが、全部横並びというか、
1:11:44	主要保管場所の中で、化学薬品のっていうようなところも読めるように多分かなきゃいけないのかなと思いましたので、コメントさせていただきました。
1:11:55	と 101 ページ目の追加されたところという。
1:12:00	のは、先ほどの溢水の議論も同様ですので、適切にお願いします。
1:12:05	あとちょっと、
1:12:06	この 00 資料ではないのですが、
1:12:11	共通 0 はちいで薬品防護対策設備にエントリー。
1:12:15	されているものが結構限定的で、
1:12:19	こちらの第 2 章で書いているところの扉とカー、積とかぐらいしかまずない状況で、
1:12:27	ちょっと議論した形の二重管なんですけど、二重管で、
1:12:31	衛藤沼田。
1:12:35	結構、
1:12:37	サイトの中ではたくさんあるっていう状況だと思うんですがそれを、溢水防護対象設備に今、多分エントリーしてないと思うんですが、
1:12:46	なぜなんでしょう。
1:12:50	はい。衛藤運営の篠崎でございます。大岡さんおっしゃられたように、再処理工場の中にはですね二重管結構ございまして、
1:12:59	それは閉じ込め、

1:13:01	うんの要求で、セルとセルの間、衛藤部屋を通る配管みたいなところは、
1:13:08	放射性物質の閉じ込めのために二重管になってるところがございます。
1:13:14	一方薬品。
1:13:16	漏えいという観点からいきますと、
1:13:19	現状
1:13:21	それでまず許可のときに、
1:13:26	いわゆる候補としてですね、対策として取り入れる候補として20巻というのを挙げていたんですが、
1:13:32	その後の設計進捗によりまして、
1:13:36	この二重管で守っている配管、こちらにつきましてはすべて、
1:13:41	応力評価等によりまして、
1:13:44	うん。
1:13:45	金。
1:13:46	宇津元にはならないと、そっから除外するといったような評価をしております。
1:13:52	ということでこの二重管に現状
1:13:58	医薬品を設備としての役割は求めていないと。
1:14:02	これが実態でございました。
1:14:04	以上です。
1:14:06	はい、規制庁課です
1:14:09	許可の時は広く書いていて今、設工認の基本設計方針上は個別設備の(4)とかで、
1:14:17	基本設計方針をまとめている状況だと理解していて、
1:14:22	実際の工事会でせ申請がされた時には二重管というのは、
1:14:29	今評価の中で、単一管でも、
1:14:33	応力評価で破損想定破損の対象にならないということもあって当時も、
1:14:38	する、何か場所がないとかそういう都合というふうに理解しましたがそういうことなんですか。
1:14:45	衛藤。
1:14:47	今、
1:14:49	薬品影響評価等この御説明の関係っていいものは、
1:14:54	設計すべき考慮すべき薬品というのを設定いたしまして、薬品漏えい元を設定、ここで漏えい量と漏えい元との設定しまして、
1:15:04	それぞれ防火区画、経路を設定して薬品影響評価で薬品影響評価を行った上で、必要に応じて防護対策を講じて、

1:15:14	安全機能を損なわないようにしますという、そういう設計の流れになってございます。
1:15:19	今回はその設備必要という判断の前の影響評価の前段にあります、漏えい元の特定のところでですね、
1:15:30	能力評価によってで、ここは漏れない配管だという、
1:15:34	評価をしてございまして、その結果等につきましては、今後2回ですね、薬品漏えいの影響評価の中で添付書類とか補足説明資料の中で説明させていただくことになります。
1:15:47	以上です。はい、規制庁からわかりました。で、二重管なので、当然その安重設備として、申請対象リストにはエントリーされていると。
1:15:58	配管でエントリーされていて、それは仕様表上明確にされてくるとそういう理解でよろしいですか。
1:16:07	はい。日本原燃篠崎でございます。とじ込み10条要求として、商標にも記載されますし、検査も行われるということになります。以上です。助かりました。
1:16:19	ちょっと今の観点で規制庁側から確認等あります。
1:16:29	規制庁日下です。前のためですけど、
1:16:33	柘植の特定のところ運ばれる。
1:16:38	そうですね。
1:16:40	それってどれぐらい。
1:16:42	添付書類で書かれるものなんですよ。
1:16:50	少々お待ちくださいませ。
1:17:29	あとすいません、お待たせいたしました4分の1の時です。添付書類は、
1:17:35	これは漏えい便だよという、撮ろう元として選定されたものが、リストアップされることになりますんで、
1:17:43	除外した、その評価結果については補足説明資料の方で展開される。
1:17:51	結果ですね選ばれたものが、添付書類載るという構成になると思います。
1:18:05	どちらかという、
1:18:08	水源として特定されたものはそのあとのインプットとして、
1:18:13	必要だから書かれるんですけど、
1:18:15	それだけでいいということの説明。
1:18:19	はあれですか、方針として示すだけっていう。
1:18:28	はい。T4連シノザキですそうなります。
1:18:38	その方針なり表、
1:18:41	何だろう。

1:18:42	特定のところの評価方針とかで、
1:18:45	工夫なのかもしれませんが、
1:18:52	応力評価で本当に誰どの程度大丈夫なんですかみたいところ。
1:18:57	あり
1:18:58	どう確認したんだってというのはわかるようにしていただきたいなというふうに、今聞いていて思っ
1:19:05	ていって、
1:19:07	さらに言うと、影響評価自体でも、
1:19:14	影響評価自体は次回であって、
1:19:22	現時点でまだそれが特定できて、実際上はしてるんですけど、
1:19:28	どういうスタンスで話を聞けばいいのかなあという。
1:19:33	そうなんですけど今あれでしたっけ話題にしてるのは、
1:19:37	許可では、対策の一つに書いているけど、
1:19:41	基本設計方針で対策から外れていて外していいのかみたいところだっ
1:19:48	てことだったんでしたっけ。
1:19:48	規制庁佐瀬です。失礼しました。規制庁加賀です。個別設備のところでは書いてあるんですけど、共通、第1章の共通のところでは、書いてなくて、
1:20:00	実際に共通 08 を見に、申請対象リストを見に行くと、関係薬品防護対策設備にはなっていないというそういうことです。
1:20:16	大川さんに質問だけど、最初に書いてあってっていうのは許可の話ですか、口頭設工認の第2章の個別設備のところ、二重管がエントリーされています。
1:20:28	コサクです。それは、
1:20:31	第1章の方が上流なんですけど何で第2章側の方がプラ数、
1:20:37	って書いてあるのかっていうのはどういう考えなんですか。
1:20:43	日本原燃に対する質問です。
1:20:49	すいません少々お待ちください。
1:21:32	右シノザキでございます。
1:21:37	この中で含まれているということで、代書では、
1:21:43	我々ですけど
1:21:46	第2章が出てきてることになってます
1:21:49	驚いてないというふうに振られてしまっているといったのが実態でございました。
1:21:53	補足です。その頭にまとめた理由っていうのはどうか、と。
1:21:59	当該ページ開きながら、

1:22:08	はい。2 番目にシノザキでございます。通しページ 22 ページになります。
1:22:25	はい。下の方に、また以降にございますが、
1:22:33	汚水と g r a s s ミスト管及び角りん逆止弁の設置等を行って、その
1:22:38	橋野中出等で二重管というのは、
1:22:41	ございまして、
1:22:43	細かいところは、添付書類で示すための理由にしてしまって、ここは頭に にしてしまって、具体は、本文で出てきていないという、
1:22:52	なってます。
1:22:57	はい。これ、
1:22:59	そもそも頭の使い方なんですけど、設置等なのか。
1:23:04	逆止弁等の設置なのかっていうのとかは義務されてます。
1:23:13	振り返りですとか、シール材の塗布とかいった設置じゃない対策も含ま れていますので、
1:23:21	多分設置ではなくて設置としましてこの中でそれは設置も含まれるん ですが、
1:23:28	その他も含めて設置等というふうに表現させていただきました。
1:23:35	はい。その含まれるんですがと言ったのが、これだと見づらくなって いうのがまず第 1 印象
1:23:41	なんですけど。
1:23:45	ここで書くのとその頭に含むというのの判断基準は何ですか。
1:24:10	日本原燃の塩崎でございます。
1:24:15	横に比較してるものがございますけれども許可で上げているようなもの を表としてそれ以外はてくという
1:24:24	すいませんそれだけのプライテリアです。
1:24:32	規制庁からです横からすいません、MOXの溢水の時にですねできる だけここはイスイ防護対策設備とかで登場するものを、
1:24:42	示すように調整しまして、その流れで今ここ、こういう書き方になって いると。
1:24:49	いう理解です。以上です。
1:24:56	得策です。
1:24:59	現状この位。
1:25:00	現許可の添付 6 で書いてあるものっていうのはもう結果として、実際 に、
1:25:09	防護対策として設置する形になっている。
1:25:14	いうことになっているところですかね。

1:25:17	日本原燃篠崎でございます。そうではございませんで、今薬品防護設備として採用するのは、薬品防護板でございます、
1:25:28	ここは基本的に漏えいさせない。
1:25:32	その評価のところ落ちて、どうしても漏えいしてもらってしまうところに対しての対策というのは薬品防護板のみになります。
1:25:53	すいません、補足です。私が混乱してしまいましたけど、動いたってのはどこにある。
1:26:12	はい。日本原燃篠崎でございます。
1:26:15	右下 26 ページ、裨益の
1:26:20	量に対する防護設計方針とところでございますが、
1:26:23	動いた設置というふうに、ここで示します。
1:26:27	塩崎さん 22 ページのところ等の、
1:26:30	どうぞ前に書くものが何ですかって聞かれているのに、26 ページの話、
1:26:39	日本原子だけそうですそうですね。おっしゃる通りここでそもそも吹き出しも入ってないってのは、
1:26:45	おかしいですはい。
1:26:47	ごめんなさいね、22 ページは物販で、
1:26:51	用途された 26 ページは平気なんでしょう。
1:26:56	麻生です有馬病院長です。裨益の対策になりますので、
1:27:01	いや、だから、その前に、対策は防護板でって言った。
1:27:06	所。
1:27:09	話がおもちゃ
1:27:12	はい。峰白水大変失礼いたしました。露木。
1:27:16	地域を
1:27:18	混在させてしまいました大関という意味では、挨拶防護対策取ってる設備はございません。
1:27:24	規制庁岡です。共通 08 の申請対象設備リストの中では、
1:27:30	堰とか、水密扉とか防水扉が入っているんですが、ここにあるものは入っているんですが、
1:27:38	どういう関係なんでしょうか。
1:27:47	古作ですけど、おそらく区画設定をして流量を限定してるものを今ここ書いてあってそれを共通 08 では対象と言いつつ、
1:27:57	今篠崎さんの説明はそういうのは置いといて、その上で、溢水防護高さが高くなったところについて対策をしようと思ったものがあるところ、
1:28:09	フィルターがかかっちゃってという気がしますけど、
1:28:12	結局、ここはどこまで話をする事なんだ。

1:28:32	と、規制庁コサクですけど、念のため、
1:28:36	振り返ると、22 ページの許可の添付の方の書きぶりというですね。
1:28:41	壁扉、井関ダンサー等の設置状況を踏まえて、
1:28:47	いうところが、その流路の話の基礎かなと思ってその上で、
1:28:55	壁、
1:28:56	防水扉席、
1:28:59	飯尾ルート、
1:29:00	なってるんですけど、
1:29:02	これは、その前の話等、後者の話っていうのは重複関係があるのかそれとも全く別個に、
1:29:10	プラスの話をしようとしてんのかはどっちかと言うことと、これを踏まえて、基本設計方針で書いているものがどういう関係にあるかと。
1:29:21	いうのを説明いただけますか。
1:29:35	それで日本石崎さん、少々お待ちください。
1:30:37	篠崎さん。はい。言われてることは理解した。今、22 ページの右側の許可の添付でいうと、(エ) 艇庫括弧Aってあって、
1:30:50	経路の話で壁、扉石油、床段差等の設置状況を踏まえ、これ多分対策の話ではなくてもともとあるものの状況を踏まえた上で、
1:31:00	家庭防水扉または水扉、堰及び床ドレン逆止弁により、流入防止、これは確か対策の話なんで、
1:31:09	前の後の話をまた書きで、矯正教室に書いてますっていうと、当該ないんですよ、そもそも。
1:31:17	うん。
1:31:19	で、あなたはさっきここから展開しましたつつたら、
1:31:23	やっぱりそれで詰まったところですよ。
1:31:29	だから、
1:31:30	何か他にありましたってことで、電力さんも見ながら真似ましたっていう答えなのかな。
1:31:38	たまたま電力さんの見ると、似たような文書、これ水の文章が欲しいよ。はい。これは
1:31:45	同じで行ってやりましたってことなのかな。
1:31:48	現状は、
1:31:52	そうです溢水のテンロク
1:31:55	日本語認証だけでございますけど、
1:31:59	はい許可のところの罪を綺麗に考えずに、
1:32:04	持ってきてしまう。
1:32:07	行ってしまってますはい。

1:32:15	うん。ニューメディアです。それだと答えがまた下がらなくて、そういう意味で今頭の中に、二重管とか何とかいろいろ入れてるけど、これは本当に中に入って頭をつけていいものなんですかっていうのが、どういう展開です。
1:32:31	てくれないと話繋がらない。
1:32:50	コサクですそれで言う等、
1:32:53	溢水の方はどうかって見ると、溢水も、
1:32:58	県、
1:32:59	申請書で許可申請書添付の方では党内ですね。
1:33:32	さらにそちらの方での実用炉はっていうと実用炉には等ないですね。
1:33:40	日本の保留地でございます。すいません今の河野記載のところについてちょっとご説明させていただきます。
1:33:47	えっとですね、薬品の方になりますけれども 22 ページの方で記載させて、今ご指摘いただきました通りですねポツ（エ）のところで並べ並べさせていただいております壁防水扉、水密度や堰及び床ドレン逆止弁と、
1:34:02	いうことに関しましてはこれをこのままこのままといいますか、ドアの基本設計の方針のほうに反映させていただいております、続く 23 ページ以降、
1:34:11	こちらの方もですね許可の添 6 におきましてはですね乙駅の
1:34:16	対策に関するものが続いて並んでおります。
1:34:20	この中にですね今頭の中に含まれてございます。二重管ですとか緊急遮断弁二重管、
1:34:26	機器収納ボックスこういったものですねこの中で展開されておりました、これを頭としてまとめて記載させていただいたという状況でございます。以上です。
1:34:39	古作です。23 ページの、
1:34:42	四角囲みしてるの一席が、
1:34:46	方に入って、
1:34:48	はい、梅野ホリウチでございます。その通りです。ちょっとそれ続きがございまして 24 ページの方にも続いていくんですけどもその中で展開されているものは頭の中にくくられているものとなっております。
1:35:03	古作です。
1:35:05	それ。
1:35:06	結構、
1:35:09	すごいですね
1:35:12	Aポツ、A、
1:35:14	（エ）で書いたのだけお礼状し、

1:35:18	うちの一部を例示し、B、
1:35:22	C、Cを抜けてのリー。
1:35:29	土佐さらにBポツのB。
1:35:32	をまとめたってことですか。
1:35:37	日本のホリウチでございます現状整理そのように等ございます。
1:35:47	そうするとAポツとBポツのつまみ食いちゅうことですが。
1:35:52	その思想は何ですか。
1:36:11	うんホリウチでございます少々お待ちください。
1:36:58	古作です。以上です。今私つまみ食いって言ってしまったのは、ちょっと後見方を誤解をしてる部分もあったので、少し、
1:37:10	言っておくと、四角囲みしたのは、31 ページとか 33 ページへといっ てこれはあれですかね第2章っていうことですかね。
1:37:21	日本原燃堀内でございます。その通りです。
1:37:25	はい、古作ですわかりました。で、なので方針から抜くというわけじゃ ないってことなのは理解をしましたけど、
1:37:33	と言いつつ、第2章、これはあれですよ。
1:37:37	共通個別の使い分けという思想の中の、
1:37:41	ことでいうと、
1:37:43	0
1:37:45	02 だったか丸さんだったか忘れましたが、共通の方で骨格は述べた上 でその具体を個別で書くというパターンです。
1:37:55	はい、石山です。日本イシハラでございます③番ですね、この間のまだ 手当をしなきゃいけないといったのがまさしくこういうところで、これ からの設備の設計、第2章のところ
1:38:06	が井出銀行ある必要があるグループです。
1:38:10	はい、古作です。で、
1:38:13	ソールで最低限それ書いてくれれば、繋がりがあって、
1:38:18	部分的に書かれてもわかるかなっていう気はするんですけど、といっ ても、その前段でそれに全体がかかるような、
1:38:29	ことを書いてないと。
1:38:31	1、最初の項目だけ書いて等って言われてもちょっとそれは厳しいかな って気が。
1:38:38	するんですよ。
1:38:44	で、ここで第1章の方での
1:38:50	基本設計方針具体。

1:38:53	(工)の部分だけ書いているってということですけど、逆にこれ、個々具体書かなくてもそれは第2章でよくて、どちらかというと(工)括弧Bとかですね、
1:39:04	枠組みとしてこういう観点での対策を講じますよということを一列記した方が適切かなという気もするんですけど。
1:39:13	そこも含めて、ちょっと考え方を聞かせただけければ
1:39:29	はい。日本原燃篠崎でございます。
1:39:32	ご指摘の通りちょっとこの、
1:39:34	法令、
1:39:35	の内容というのはおかしいというの思います。
1:39:38	おっしゃる通りその設備云々というところ降雨体格よりも、
1:39:43	AぽつBポツの枠組みですね。
1:39:46	ここで書かせていただく方が適切かなと思います。あとその代書大小の繋がりというところも踏まえて、なのでここは全面的に見直さしてください。
1:39:57	はい。補足です。そうすると1セガワも同じようにやらなきゃいけないってということで、
1:40:03	いえ、没水だけでなく、ごつつやり報等を追記でしたっけ。
1:40:10	だけではなくて他の項目も含め一章2章の構成ということを考えなきゃいけないということで、
1:40:16	けど、
1:40:18	大川さん。
1:40:19	イメージ。そんなんでいいんですかね。一応そうすればその二重管が書いて、
1:40:25	一応ロジック的には整理がつくってということではあるんですが、はい、規制庁がですその通りなんですけど、ちょっと気MOXの時との、
1:40:34	聞いていた話では、許可では広く取って、第2項でしっかりまずは述べているんですが、基本的に第1、
1:40:43	第1章側ですね、共通側でここで例示するものは先ほども申し上げました通り具体的に登場するものを、
1:40:53	まずは上げて、
1:40:57	こちらが新酒、
1:41:01	新申請書を確認した結果として、基本設計方針にそういうところが触れてあって、かつ、そういうものが、ちゃんと
1:41:12	対策としてとられているってということがわかるようにし、
1:41:16	しましよってということでMOX側で、

1:41:19	調整してきたところではあったんですだからちょっとだけ優先度を高くわかるためにしたのっていうところが、一方でちょっと、
1:41:27	古作です。
1:41:29	下、現状の状況をちょっと確認したいんですけど、
1:41:33	第1章と第2章での使い分けの話はしてませんが、
1:41:37	ボックスの時って第2章で溢水って出てたんでしたっけ。
1:41:41	はい、新美石田でございます。2章で出していました。全体の方針とかの壁が結構効いてきたんで、それも含めて頭のほう触れてあと詳細個別のやつは、
1:41:53	次回でという形にしてみました。
1:41:59	古作です。そうすっと
1:42:02	確かに壁はそうだなとは思んですけど、
1:42:05	ここで水密扉云々とちょっとプラスアルファの部分もありますが、それは第2章で書いてあるってことですか。第2章です。そうですね登場人物として出しています。先ほど大川さん言っていたようにここで、
1:42:19	舞台を書くか、どういう対策をとるかという方針というかキーワードかかっているときには、第2章どういう書き下しで始めるかによって決まるかなということ、
1:42:30	第2章は第1章でこういう対策をとりますという目的も含めて言った上で、その出てきた登場人物をキックに次第に消火器始めようかなということ、目的は、全体の構成を決めて書いてました。
1:42:44	はい。
1:42:47	はい、わかりました。
1:42:55	現状最初に話が移行したときに、共通個別というところでの話が追加で議論があって、
1:43:08	具体を下書きちゃ駄目っていうことではないんですけど、書き方として繋がりを再整理することも、
1:43:16	シェアに入ってきたということでボックス別に、
1:43:20	特に溢水が主に問題になるものでもない、
1:43:25	なので、
1:43:27	程度感として、主要なものを書いておけば十分わかりますよと。
1:43:31	いう。
1:43:33	ことでも理解できるところかなと思うんで、再処理は再処理で、
1:43:38	いろいろあるので、考え方整理をしてっていうことで、話は成り立ちますかね。
1:43:46	はい。日本原燃石原でございます共通個別のリンクも含めて今整理をさせていただいているのを再処理だから考えなきゃいけない、もくせあん

	まりメインにはなりえないようにっていうところを考えた上でやらせていただいているのが実態だと思ってます。
1:44:00	そういう意味で、伊井水源多いですし、水本ばかりですし、池戸も含めた上で、そういう整理の仕方はあるかなとは思ひ
1:44:11	はい。
1:44:13	はい、わかりました。それであれば溢水、薬品漏えいの部分はですね、若干MOXから
1:44:22	拡充するような形での整理があると。
1:44:26	いうところで先ほどの方針で進めてもらえればなと思いますけど大川さんそれでいいですか。はい、光岡ですその流れで結構です。
1:44:38	はい。補足です。そうすると、第1章骨格示し、第2章で具体例を示してその中で、可能性として20巻というのを示しておいて、
1:44:50	最終的に推移表が溢水評価じゃないや、影響評価を、
1:44:56	する断面で実際のところを溢水減となり、
1:45:02	得るところには、その中の選択肢から適用するけども、
1:45:08	結果として、二重管の部分、二重管で防止するっていうものはなくて済んだと。
1:45:13	いう形にするっていう理解でいいですね。
1:45:18	はい。二本木シノザキですそういうような展開になると思います。
1:45:25	はい、坂です。私は構成としては理解しましたのでさ。
1:45:30	明日、大川さんと、はい。規制庁岡です。はい。では、00側は特にと議論することはないです。ちょっと薬品01で気になった。
1:45:41	ところがありまして、
1:45:43	薬品01を拾い、
1:45:45	見ていただけますか。
1:45:55	の、評価条件が結構整理されたので、ちょっとわかってきたところがあったんですが先ほどの
1:46:03	イスイ側と同じで、これもう、
1:46:06	代表としては薬品も一つで、評価しているということで3ページ目の、
1:46:13	Nドデカンのタンクローリーで評価している。
1:46:17	んですね。
1:46:24	スターから2行目のところで追加されたところなんですけど、
1:46:38	規制庁益子これはいろんなものに対して、いろんな評価をする必要はないので、Nドデカンを代表とし、
1:46:48	代表的なものとして、最大量を持っているということで選択して、他の
1:46:55	ものに対してもこの評価方針は変わらないとそういう理解でよろしいんでしょうか。

1:47:02	日本原燃の堀内でございます。今岡さんおっしゃっていただいた通りで、条件の設定としまして一番保守的になるものですね万密度が一番低い映像で会議があるということで、こちらの容量 12 立米というものを漏洩量として設定させていただいたということで
1:47:20	評価のまとめ方としてこういった条件を設定させていただいたということになります。以上です。はい。規制庁加瀬です。わかりましたで。
1:47:27	えっとですねちょっと違和感があったのは結局、ほとんど方素行だと。
1:47:34	特に屋外設備の多くはほとんど炭素工で、
1:47:38	結局、硝酸用液位に対してっていうふうに全部まとめて、
1:47:44	添付書類とかも書いている中で、評価がNドデカンということで崩落再生はわかるんですが、硝酸溶液の輸送状況もこのタンクローリーと同じ。
1:47:56	経路を運ぶということでもいいんですか。
1:48:02	はい。日本語で一応でございます。今おっしゃっていただいた通りで経路等、あと使用する各種するタンク類というか、タンクローリーの大きさとしても同じような形になります。はい、規制庁オオハシわかりました。でしたら、
1:48:16	ちょっとその、
1:48:17	今の評価条件とですね、結論が、
1:48:22	不単純業務と合わないので、今みたいな質問が出てきますので、
1:48:28	Nドデカンが代表、保守的で代表的にこう使っているというところと、あとそういうその、
1:48:36	硝酸溶液も同じだとか他の溶液も全部同じところを通るとかですね、そういう情報を少し補足してちゃんと結論のその、
1:48:47	炭素コートAと硝酸という関係を少し、明確に、
1:48:52	わかるようにこの評価でも大丈夫なんだというところがわかるように、いろんな補足そういう補足が必要かなと思った次第なんですけど、その辺いかがでしょうか。
1:49:03	日本原燃の理事長でございます。今共有させていただいております 12 立米の設定のところですね、今岡さんからおっしゃっていただきました通り、他でも同様の辺になると、
1:49:13	いうことを追記する形で補足させていただきたいと思います。以上です。はい、規制庁お話よろしくお願ひします。ちょなんか、ちょっとずつ好条件が小出しされているような印象を持ってるんですがあとは全部菅、
1:49:28	範囲と量と、その輸送は経路とってという感じで全部出されたと思いますが、
1:49:36	はい。あとはその辺の調整をお願いします。

1:49:41	薬品に関して私からは以上なのですがオオオカ規制庁側から確認したいこと等ありますでしょうか。
1:49:49	補足です。今の話を聞いているとですね、許可の時も話したなっていうようなことあるんですけど、経路も限定をされていてそれを保安規定で宣言する。
1:50:01	というようなことを、
1:50:03	特定
1:50:05	その経路で運搬しますっていうことを宣言するっていうことの話をしてたと思うんですね。
1:50:11	そういった辺りが何も書いてなくて単純に、
1:50:15	経路はこうなのでこうしますみたいに書いてあったりするので、何かこれまでの議論で成り立ってるところが十分書けてないなって気がするんですけどいかがですか。
1:50:30	表現してるだけでございます。今のご指摘もあります
1:50:35	全体的にサービスしてます今回、
1:50:37	条件がちゃんと設定されてるという意味。
1:50:41	裏裏じゃないですちゃんと条件を設定してるんですがそれを全部書き足せないというところだと思いますので、
1:50:46	指摘されたところだけじゃなくてですね、ストーリーとして必要な条件は全部ここに書き出すように、再チェックさせていただきます。以上です。
1:50:55	はい。補足です。実際に設定した条件っていうのの前提がそういうところにいろいろとあって、その上でこの条件が合理的という形になっていると。
1:51:06	ですから、その話題になった視点っていうのをしっかりと、
1:51:16	規制庁下ですと薬品他ないようでしたら次の話題、外部火災ですかね、に移って説明いただければと思います。
1:51:27	はい。それでは日本原燃のモリマツです。こちらの資料につきましては11月は業界にですね、提出させていただいた資料2となっております。
1:51:36	こちらの方につきましては11月2日にヒアリングしました。医薬品で1回聞いて振り返りしますか、どちらでもいいですが、
1:51:45	そちらの
1:51:47	都合等もあり、あるかと思いますが、はい、かしこまりました。それではちょっと振り返りですねさせていただきます。
1:51:56	はい。はい、委員の石崎でございます。土肥水の薬品、衛星薬品振り返りさせていただきます。それとあわせて、当該竜巻34も説明させていただきましたので、
1:52:09	そこについても、

1:52:14	はい振り替えさせていただきます。
1:52:23	はい。衛藤曾田椿さんにつきましては、
1:52:27	大きな点として、
1:52:28	当会館ですね、におけます、或いは化学薬品防護上の配慮必要高さの扱いにつきまして、事業者としての考え方を再整理しましてその考え方を、
1:52:40	別途、補足説明資料としてまとめてご提示したいというふうに考えております。また、構造の方ですね、
1:52:50	中期と数値のところの関係性がわかるように、記載の方見直させていただくという点と、ちょっと全般的なお話ですけども、
1:53:00	マスキングの仕方ですね、ここにつきましてはマスキング部門とちょっと調整させていただいて、
1:53:07	今後どうぞお出しする資料については、対応させていただきたいというふうに考えております。江藤資料を提出時期ですけども、
1:53:16	来週
1:53:17	中、
1:53:19	早い段階でお出しできるようにちょっと作業を進めたいと思いますが、ちょっと日程の方につきましてまたスケジュールのほうに落とし込んで、ご提示させていただきたいというふうに考えております。
1:53:31	はい。続きまして溢水の振り返りさせていただきます。まず10-01でございませうけど、
1:53:38	当組合のですね防護設計方針のところ、法構造の説明に対する主語といったところが不明確になってましたので、
1:53:48	その辺幸せ、修正させていただきます。また単一故障の考え方のところ、当間補足で書き加えていることに対して添付書類の方で被災を使ったというところで、
1:54:00	ここ記載のほう確認させていただきます。
1:54:02	あと屋外の没液評価で、評価に使った面積の考え方ですね、建屋が密集した範囲云々等ございましたけど、
1:54:12	あそこについての説明が不十分でしたので
1:54:17	ご丁寧に説明を書き加えさせていただきます。
1:54:20	あとは全体で大変申し訳ございませんが、私も含めてですけどもインデントがずれているところがあるといったご指摘いただきましたので、
1:54:27	このようなことがないように、次回、しっかり確認して参ります。
1:54:32	はいあと溢水02ですね、評価対象外とするところで、今回静的なところで建物構築物の建物等を加えさせていただきましたけども、これですね、

1:54:45	流入とかそういったところ、或いは構造物なんだっていうところですね。
1:54:50	そこを向山表現になってますので、もう少ししっかり
1:54:56	政策的赤表現を書かさせていただきます。
1:55:00	あと溢水 04、
1:55:04	今日の
1:55:06	安全機能のところでございますけど、
1:55:08	ここについて安重のですね
1:55:12	規制基準の安全の考え方と、今回プレ
1:55:16	頭のところの、安重の選定のところの間ですね、もともとどういうものを安重として選定するのかといったクライテリア、そこをしっかりと書いた上で、
1:55:26	具体的にプールはどうですよといったところにつなげるような、そういった記載の拡充をさせていただきます。あと全体的にストーリーがよろしくなくていきなり温度計推計みたいなのが、
1:55:36	投資額出てきたりしてるところでございますので、わざと上から下までもう一度確認させていただきたいと思います。
1:55:45	トワーク品、これ 001 でございます。
1:55:49	屋外の評価のところは、溢水と同様でございます。
1:55:56	あと、有毒ガスのところの運用上の措置で、並びに及び 0、今回、使用保管場所及びその温度といった、
1:56:07	記載させていただきましたけど、この並列の整理内容がわからなくなってしまっているといったところでご修正させていただきます。
1:56:15	あとは二重管の議論から、避難されましたけども、
1:56:21	まず第 1 章第 2 章の書き分けですね。
1:56:26	そこを
1:56:29	踏まえた上で、
1:56:31	全体的にですけども、これ一線を展開しますが、記載の方皆をさせていただきます。
1:56:39	はい。あと、薬品 01、概略評価のところでございますけれども、今
1:56:45	条件評価に使う前提条件というところの記載が、明らかに足りていない。
1:56:51	結論を導き出すための前提条件がすべて書かされていないというところでございますので、
1:56:57	指摘されたインド冷間
1:57:00	のタンクローリーが全部包絡させてるよ、或いはその経路に対する保安規定の運用といったところだけでなくですね、

1:57:08	全体的に抜けがないかというところに直させていただきたいと思います。
1:57:14	はい。古井伊勢医薬品の振り返り以上でございます。
1:57:19	はい、規制庁課でも、で、
1:57:22	こちらも大体来週前半ぐらいに出せますか。先ほどの、
1:57:27	第1章第2章の書き分けとかは少しかかるかもしれませんが、
1:57:34	失礼しました日本の磯崎です。来週前半から中盤に向けて出せるように作業を進めて参ります。以上です。規制庁数よろしくお願ひします。
1:57:45	では、あとは外外か。
1:57:48	の方に説明してください。
1:57:53	はい。日本原燃のモリマツと申します。今回説明させていただく資料は下から0001、令和4年11月8日に提出させていただいた資料となっております。
1:58:03	こちらにつきましては、11月2日にヒアリングいただきまして、いただいたコメントを反映した資料になってございます。内容につきまして危険距離の記載する定義を記載することなども、
1:58:15	記載の適正化ですので、こちらからの説明は特にございません。説明は以上となります。よろしくお願ひします。はい、規制庁です。ちょっとその種危険距離の関係で少し気になったところは、
1:58:28	まずありまして、17ページ目。
1:58:31	で、
1:58:34	7ページ目の2段落目のところで少し何か、
1:58:40	ツイート修正されたところがここが大分わかりづらくなっていて建屋の10名、16ページ目ですかね建屋の記載の時も、
1:58:50	結構いろいろ分入れてわかりづらいのでっていうことで、二つの文章に話した経緯がありまして、それと同じように帰ってくればいいんじゃないかなと思ってた次第。
1:59:02	だったんですが、その辺、
1:59:04	どうでしょうか。
1:59:06	ちょっと今わかりづらいいかなと思うんです。
1:59:09	はい。日本原燃のモリマツです。こちらは申し上げます。衛藤。
1:59:13	定義を入れることということで、なるべくその従前の記載から大きく変えるとまたちょっとす、いろいろ議論になってしまうので、そこちょっと避けるためにちょっと記載をできる限り守って書いたがためにちょっと、
1:59:27	伝わりにくい文章となってしまいました。こちらにつきましてはですね、建屋の記載に合わせてですね、まずは危険距離を

1:59:37	上回る離隔距離を確保するというちゃんと
1:59:41	提供、説明をし加えた上で、定義として、その基本距離とは、コンクリートの許容温度以上行く経路となる距離ですみたいな形で書き加え、2段書きとする。
1:59:53	ような書き方をちょっと冒頭のところにですね、各能勢設備の冒頭のところに書いて、後もそれにつ繋がって書き直すようにいたしたいと思います。
2:00:05	以上です。はい、規制庁がそれでいいかと思しますので。はい。前例があるということで、それに沿って書いていただくのがいいかと思う。
2:00:13	で、23 ページ目も、この関係なんですが、ちょっと、
2:00:19	まず、全体的にそうなんですけどちょっといろいろ記載が、その危険距離の入れる部分の記載がぶれててですねで、ちょっと顕著な例として23 ページ目の、
2:00:31	2 段落目ですかね。
2:00:35	で、ここがですね、例えば許容温度以下とすることで危険距離を上回る離隔距離を確保強いというふうに
2:00:43	許容本部以下という、
2:00:47	ことが前提にあって、離隔距離を確保してるんだっていうような何か、
2:00:53	書き方がされているんですが、これは全体的にばらつきがあって、
2:01:00	逆のパターンもまたあるようなんですが、生架空にはというかその設計方針大前提でうたってる設計方針で離隔距離を確保していますと。
2:01:11	それによって、東京温度以下になってますっていう、
2:01:16	ことだと理解していて、ここはやっぱり逆で、
2:01:19	離隔距離を確保することで、危険許容温度以下とするというふうにその理由と結果が、ちゃんと明確にわかるように全部そろえておいていただきたいなど。
2:01:32	思った次第ですがその辺の認識はいかがでしょうか。
2:01:37	はい。日本原燃のモリマツです。確かに、防護方針、最初の方ですね、建屋による防護、離隔距離による防護の方で守るというふうにちょっと記載している中で、
2:01:48	先行してまず何で守るのかっていうのが、
2:01:53	結果を、の順番が逆になっていると思ってます。先ほどちょっと申し上げたちょっと修正も含めて、順番が逆になってしまいますので、こちらの方につきましても、
2:02:03	同様にですね、適正化をさせていただきたいと思います。離隔距離を確保する対応としては、航空機は対象外となりますので、航空機以外のところにつきましても、
2:02:14	適正化するという考えをし、ちょっと今も思っています。

2:02:18	以上です。
2:02:19	はい。規制庁勝です航空機のところって具体的にどういうふうに、
2:02:24	書かれようとするんですか。当該ページとかを示していただける。
2:02:29	はい。
2:02:32	通し番号 34 ページですね、のところで、
2:02:41	の段落、3 段落目、一番下のところパラグラフですね。
2:02:46	衛藤。
2:02:48	例えばもうこういうふうに書いているんですけど僕からこういうふうに書いているんですけども、離隔距離はそもそも考えていませんで、京王温度を以下とすることで、防護するという設計とするという書き方になると思っています。
2:03:00	屋外施設も同様にですね、衛藤 35 ページ目。
2:03:06	のところで、今のところは許容温度以下にしますというのが宣言されていますので、取っについては、このままで良いかとは考えております。はい。以上です。市長わかりました。ここは、
2:03:18	ちゃんと前提として離隔距離を取らない方針っていうことをうたった上で
2:03:23	その温度評価をしているという認識ですので、今の書き方で、問題ないという認識で、はい、おっしゃる通りかと思います。
2:03:31	ちょっとずっと 36 ページ目少し直していただいたところが、
2:03:37	若干気になったんですが、法令の 4 を使ってという、
2:03:41	市コメントを受けて直されたと思うんですが 3 段落目ですかね、基本設計方針の
2:03:47	タイプ被服は、
2:03:49	耐火性能に関する技術的基準、これは建築基準法の使ってるワードなんですけど、
2:03:55	うち 1 時間耐火性能を満足する塗料を用いというふうにした。
2:04:00	していてその次の段落で上記認定を受けたっていうふうに使っていてその認定の部分が、
2:04:06	切り消えてしまったんですが、
2:04:11	やっぱりその認定を受けたって下につなげるのとあと仕様表なんかでも、認定番号こうこうこうですというふうに書いてあってその塗料に対する、
2:04:21	認定をちゃんと受けたものを使ってますっていう情報は、ここでも必要だと思っていまして、
2:04:29	その辺の認識はいかがですか。
2:04:32	はい。日本原燃のモリマツです。

2:04:35	建築基準法における耐火性能に関する技術的基準を満足するというふう に書いた時点で、認定というものは同義であると。
2:04:45	いうふうな考えでちょっとその部分は削ったものになってます。
2:04:49	確かにちょっと認定ということ、とりあえず、
2:04:53	もう紐づきがちょっと消えてしまっているので、
2:04:56	ちょっと言葉として重複するかなと思ってちょっと前回の書き方を消し てしまっていた、変えてしまっているんですけども、ところにつきまし ては、技術的基準のうち、1時間耐火、
2:05:09	大臣認定を受けた、取得者ですね、取得したという事ん少し前の記載に 戻すような形に対応させていただくと全体に流れるような記載になると 思いますので、そのようなに修正させていただきます。
2:05:23	はい、規制庁オオハシ今の耐火性能を満足しというところを使った、代 替の満足し大臣認定を受けた塗料をでは、何か、
2:05:33	駄目なんでしょうか。あんま変わらないですがそれだと重複になるん ですか。
2:05:41	そうですね。あまり変わりはないとは思いますが
2:05:48	1時間耐火性能を満足し、大臣認定、
2:05:53	試験、同時にを取得したですか。
2:05:57	そのように直させていただきますか。多分、同じ意味で書いても同じに なると思います。はい、規制庁です。じゃあ、その辺ちょっとまた再整 理というか、軽微ではありますが、
2:06:10	記載の適正化の方お願いします。
2:06:13	あと通して116ページ目、添付書類の方に移るんですが、
2:06:20	こちらですね2段落目、
2:06:27	で、1時間耐火性能の理由っていうのが、下から2段落目、1時間耐火 性能の理由というのが、
2:06:34	少し追記されていてただちょっとこの位置があまりよくなくて、
2:06:40	建築基準法にかかっているような何か、
2:06:45	積算入熱量が想定される、どうのこうのっていうのが建築基準法にかか っているような中、
2:06:51	枕詞になっていまして、ちょっとここは少し複雑化するので、
2:06:56	何で1時間耐火というのでいいかっていうところを、
2:07:00	部分を、
2:07:02	分けてもいいので、少し丁寧に書いていただければと思いますが、その 辺いかがですか。
2:07:10	はい。日本原燃のモリマツです。

2:07:12	そうですね。そされるごめんなさいちょっと修正をするときには、この書き方で、衛藤かと思ってはいたんですけども。
2:07:22	確かにうちが得る文書ではございますので、江藤わけて、と記載するように、1時間耐火性能というのが積算入熱量、
2:07:30	この条件ですのっていうところをちょっと分けて書きたいと思いません。
2:07:35	はいそうです。
2:07:36	清長岡ですよろしくお願いします。あと、頭に、
2:07:41	そのあとの段落もちょっと、
2:07:44	変わっていて、これが更新統です。土肥説明してる表現を使って少し具体的にっていうコメントを受けての、
2:07:54	ところだと思うんですが、藤。
2:07:58	問 94、5 行目、4 行目からのところ外部火災防護対策対象設備が、構造強度を維持する温度以下というふうに今度は、
2:08:08	それが何かっていうことを指示がこうな。
2:08:11	とかそういうところの情報が、
2:08:14	なくなってしまうって、またちょっとなあとという。
2:08:18	印象を持ちましたが、
2:08:20	いかがですか。
2:08:25	日本原燃のモリマツです。CG学校等ですね、江藤規制庁がです支持架構等の必要な部材、
2:08:37	の構造強度を維持する温度とか、何の温度なんだっていう情報が、今度は落ちてしまったなという印象を持って持ちました。
2:08:47	いかがですか。
2:08:49	はい。日本原燃のモリマツです。すいません。江藤そうですね。外部火災防護対象施設の静後藤のですね、そういう書き方にすると望ましいと思います。
2:09:00	江藤柿崎意見の方もですかね、そちらの方も併せて修正させていただきたいと思えます。
2:09:06	はい。
2:09:07	土本ですよろしくお願いします。阿藤は、
2:09:11	4-2 側の 135 ページ目。
2:09:17	これ前回落雷の方で言ったのかもしれないんですけど落雷の方も据え置きだったんですが、(3)の中で冷却塔が、
2:09:28	6 行目ぐらいから出てきていて、
2:09:32	この冷却塔の表現方法と、そのあとの竜巻防護ネット 138 ページ目の、

2:09:40	井戸猪野ところで書いてある飛来物防護ネットの中の冷却塔の表現が、違っていてちょっと、
2:09:50	同じものに対して、
2:09:52	違う表現をしているような、
2:09:54	感じなので、そこはちょっと、例えばちょっと量が多くてし、
2:09:58	わかりづらいということであれば、リンクがあるなり何かわかるようにしといて、するようなケアをしてくださいというふうに伝えたと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。
2:10:15	日本原燃清水です。
2:10:18	えっとですね、現状のまず、
2:10:22	冷却塔をここで今、設計上設定している固有名詞の方がですね、
2:10:30	今、各様00の今のページでし表現させてある、させていただいてる機器名称になっているということを踏まえましてですね。
2:10:40	今の資料上このように書かさせていただいております。
2:10:44	はい。規制庁岡です。外部火災もそうなんです、
2:10:50	特に落雷の方で思ったのが
2:10:54	これらの冷却塔を構築物は、これこれこうですという説明がある中でその冷却塔、
2:11:04	同定できないような飛来物防護ネット等がどんどん展開されていて、その冷却塔は本当にここで出されたりきょくとうと同じなのかどうかということが、
2:11:15	今資料上わからない。
2:11:19	というところに懸念してのコメントでした、エントリーしている名称としてはこういう名称で出しているということであっても、これらの冷却塔が、
2:11:29	例えば135ページ目の冷却塔の、これは竜巻防護ネットは、この138ページ目のこれですっていうものが少しリンクとしてわかるように、
2:11:41	ケアした方がいいと思っの、伝えたと思うんですがそういうことだったんですが、
2:11:48	そういう面ではいかがですか。
2:11:51	日本原燃シミズすみません、前回のコメントのちょっと理解が悪くてですね、おっしゃっていただいた通り、それぞれの冷却等々ネットと関係性がですね、
2:12:03	わかるようにですね、資料上記載の配慮させていただきたいと思います。
2:12:08	はい。規制庁岡です。条文だけじゃなくて外、

2:12:12	特に外部衝撃ですかね、ているものと、その中に入ってるものの関係性が、リンクでも取れてれば多分いいと思いますので、また再整理の方よろしくをお願いします。
2:12:25	と外部火災の00資料は以上なんですが、補足説明資料がいろいろ出されて今まで聞いてきたところの中で、記載の適正化みたいな話が多かったので、
2:12:42	特に何か新しい論点等が確認されては、今んところないんですが、記載の適正化の中でタイトルを変えてきたりしているところが、
2:12:54	MOXの第1回申請の00資料と整合しなくなったりする部分もあって、この辺で、MOX側はどういうふうに対応するんでしょうか。
2:13:07	日本例のモリマツです。申し上げます。基本設計方針と、
2:13:12	ちょっと書いたアイドルに直した方がいいと、ちょっとごめんなさい、安直にちょっと修正をしましていて、第1期も月が飛んでしまうことをちょっと失念しておりました。これは大変、
2:13:25	申し訳ありません。それについてはですねちょっと、
2:13:29	運営等、
2:13:34	アイドル書きの方を、ちょっと元に戻させていただいて紐づけをちょっときちんと対応するような形で対応したいと思いますが、いかがでしょうか。それでわかるようになると、
2:13:48	内容が変わらないのでちゃんとタイトルで内容がわかるようなものに今、
2:13:53	ボックスの頃からなっていたと思いますのでそこはむやみに変えないほうがいいかなと思った次第です。
2:14:00	はい。よろしくをお願いします。外部火災会計は、一番上。どうぞ。
2:14:07	日本原燃のモリマツです。そうすると、例えば燃料輸送車両とか基本設計方針で危険物を搭載した車両とかに直して、ちょっと、
2:14:18	それでもらってちょっと修正をさせてもらっていたんですけど、それは全部燃料輸送車両に戻させてもらってもよろしいでしょうか例えばそういう、
2:14:26	適正化をしてたんですけども。はい。規制庁和気ですタイトルが、MOXの00資料と合わないってことでするので、内容の適正化は、
2:14:35	基本設計方針等のワードを使ってより具体的にわかりやすくなったと思うので、内容までは戻す必要ないんじゃないかなと思いますあくまで昼資料館の、
2:14:46	説明書のひもづけという意味で、しっかりそこはリンクさせておいた方がいいという、
2:14:53	1のコメントでした。
2:14:56	はい。日本原燃のモリマツです。ありがとうございます。

2:14:59	はい、規制庁岡です。ほか、外部火災に関して私から、
2:15:04	ないんですが、規制庁側から、
2:15:07	確認事項等ありますでしょうか。
2:15:14	特にないようでしたら、ここで振り返りでよろしいですか。
2:15:25	はい。
2:15:26	すいません。任命の森元です。それでは振り返りを一旦させていただきます。
2:15:31	衛藤外部火災につきの外貨の 00012 月っていう、
2:15:37	につきましては、まず危険距離の定義ですね、ちょっと丁寧に書きかえていなかったなのでその部分は、丁寧に書かさせていただきます。
2:15:44	他のところにつきましても離隔距離を基 9 温度、
2:15:49	順番が逆になったりとかするので、そこら辺についても、適正化させていただきます。
2:15:55	耐火被覆につきましては認定という言葉がちょっとリンクがとれなくなりましたので、そちらの方については、きちんと稟議をつけさせ、つけるようにいたします。
2:16:04	店舗の方もですね、店舗の方もそのそちらをやって、衛藤。
2:16:10	あとは積算入熱量の書き方を 2 段書きにするようにいたします。
2:16:16	あと構造強度を維持するおんぶ温度の話ですね、衛藤知事がこうという話を、きちんと書く、書かさせていただきます。
2:16:24	あとは冷却塔、
2:16:26	米ネットの名称ですね、の関係はですね、そちらの方につきましては、衛藤関係がわかるように、ちょっともう名称を使っちゃっているので、衛藤関係がわかるように、臨戸と表現させていただきます。
2:16:37	あとは僕からタイトルを変更しないように、補足説明資料は再度、戸田金田ものについて態度を変えたものについては、再提出させていただきます、いただきます。以上となります。はい、規制庁です。この辺はもう軽微ではあるところ最後なのでまた正サトウされると思う。
2:16:54	いますが、いつごろ提出。
2:16:57	になりますでしょうか。
2:17:00	はい。日本原燃のモリマツです。来週早々にはですね、提出させていただいての前半ですね、提出させていただくようにいたします。はい。規制庁甲斐ですよろしく申し上げます。
2:17:13	それが規制庁側から確認事項等ないようでしたら次、落雷、お願いします。
2:17:20	濃い人間
2:17:23	ぐらいですね、0001 デビジョン 11 ということで 11 月 8 日に提出をさせていただきます。いただきます。

2:17:31	修正点、これまでのやりとりを踏まえた反映状況ということで別紙1から修正状況をご説明させていただきます。
2:17:41	右下6ページ、別紙1のスタートですけども、落雷の最初の(1)の出だしの文書の後のまた書きのところ、これ前回口頭で申しあげました、許可のまた書きでまたラクガクによって持たされる影響ということ及びでつなぐ
2:17:59	財政施設の特徴ということ、これをそれぞれ具体化して展開をするという形で文章を修正させていただきました。
2:18:07	また、右下6ページの下側ですね、
2:18:12	落雷防護対象施設を覆う構築物というのを、落雷の避雷設備としての小、
2:18:21	構造の一部を利用するという意味を含めて金属製だということで書かさせていただいてございます。
2:18:26	ちょっと6ページですね、この従っての前にある、全体をついていう表現がですね、もともと全体を形今回の冷却、
2:18:37	B冷却塔みたいな話をイメージして書いたんですが、今後のことを考えますと全体をと書いてしまうと、建屋の壁が一部を、構造としては、寄与してる部分があったりするので、ちょっとこの後にも全体をついていう書き方が表現出てくるんですけどすべてこれは外していこうかなと思ってます。
2:18:55	構造構築物で覆われるという表現、終わるには部分的にも全体にも両方とれるということでそういう形で修正をしようと思ってます。
2:19:04	はい。あとは、ちょっと技術的な表現としていかなものかという、個人的には思いながらも右下11ページ、118条以外の高い構築物のところで150キロアンペアを超えかつ、270キロ浴び見てない。
2:19:18	満たないんていう落雷を捕捉するというので整理をしましたということでございます。
2:19:25	あと別紙1の右下15ページのところの記載の適正化をしたというところですね、をしたということでございます。
2:19:32	はい。主な修正点以上でございます。
2:19:35	別紙4でございますが、別紙4が右社34ページから入ってございまして全体的な修正のベースは先ほどあった別紙1の基本設計方針をベースに、
2:19:48	別紙4-1は展開をしているということでございます。
2:19:53	はい。あとは
2:19:57	これを同じように代替をついていう表現は同じように見直しをしたいと思ってます。
2:20:03	で、別紙。

2:20:05	4-2 でいう、影響を考慮する施設の選定 51 ページから始まっているものです。
2:20:12	前回戸谷、やりとりの中で話題になった北換気塔ベースとか低レベル廃棄物の巻頭の話です。右下 53 ページの中で、直月来に対する考慮しなきゃいけないっていう施設、
2:20:26	は、防護対象施設として安重から選びますよという方、書いてましてなお書きで、
2:20:32	蒔田神吉とあと低レベル廃棄物処理建屋換気等も防護対象施設ではないものの、
2:20:40	障害等と同等の避雷設備を設けるという設計をしないといけない設備ですということを出させていただいていますということです。
2:20:48	ここも他の条文で、あとMOXの申請書の書き方を踏まえると、防護体制施設等には当てはまらないため、防護選定対象外とするかと書いてますが、
2:21:01	ちょっと表現が他の差はないので、防護対象施設ではないものぐらいの表現で主体修正をしたいと思います。
2:21:10	はい。
2:21:12	あとは、
2:21:15	前回の話で、
2:21:20	他も今の話で同じような展開をしている部分だと思います
2:21:27	A4 の三瓶塩野さんが 75 ページから始まりますけど構築物のところは金属製のというふうに書かさせていただいたのと、
2:21:36	あとは右下 5080、80 ページですね、
2:21:42	直接来館雪害の話があった後に先ほどあった資材等以外の高い構築物に対しても、設計として担保すべき事項があればそれをちゃんと書きますよということで項目を立てさせていただきました。
2:21:53	ということでございます。
2:21:55	右下 8283 ページは、設計としての具体化であったりそれぞれのリンクがちゃんとわかるようにということで記載の適正化をさせていただきました。
2:22:05	はい。00 資料の説明は以上でございます。
2:22:12	はい。規制庁岡です。
2:22:16	大分 6 ページ目の前段のところ、ちゃんと書いていただいたことによって全体としてどういうものをしていくかという繋がりがし、わかりやすくなったと。
2:22:26	思います。初め、先ほど説明があった完全に終われるの部分がちょっと気になっていて全体を追われるっていう部分がちょっと気になっていて、これは、

2:22:38	工事会で出てくると言われていて、外カ一等では少し基本設計方針、
2:22:44	の見直しとかもケアしたところだったんですが、
2:22:48	基本的にこの全体をっていうのをとるだけで、非構造体として使えるっていうことは変わらないのでしょうか。そういうことでしょうか。はい。日本原燃石田でございます。はい。そういうことで、事実確認をした結果として、全体をと。
2:23:05	いうことをとれば、利用できるものは利用できるというふうに事実確認しました。できると思ってます。以上です。はい。規制庁甲斐です。
2:23:16	上の方は全部竜巻防護ネットになっていて途中から建屋へと高さ的に途中から建屋みたいな。
2:23:25	ものだというふうに以前聞いていたような気がするんですが、建屋側の引き下げ動線とかにその辺が接続されて、連続的に電気が流れるようになっていたりとかそういう構造になっているんです。
2:23:44	はい、宮城西原でございます。そういう部分を使いながら、構造体として利用しながら、全体の避雷設備を設置するというふうに確認をしています。
2:23:54	社長がすごくありました。でしたら、はい。そこら辺、少し基本設計方針にケアが必要ですので、T a I I だけということをお願いします。
2:24:04	あと 12 ページ目の、
2:24:07	追加いただいたところなんですが、
2:24:13	3 段落目、
2:24:17	で、字数の
2:24:19	説明の後にまたは構築物の構造体を利用して避雷設備を設置するというふうに、またはで接続して、
2:24:29	書いてあるんですが、これはその前に書いてあるところの内数ちゃんと日本産業規格偽準拠した避雷設備に含まれますので、
2:24:39	このまたはで接続するのはちょっと違和感があったんですがどういう意図でこう、
2:24:44	またはだったんでしょ。
2:24:49	はい。日本原燃石田でございますおっしゃっていただいていることはわかりました。
2:24:56	おっしゃっていただいているような構造体利用っていうのは大前に書いてある規格にも当然ながら謳われているものなので、白井設備として初めからつけるというものと、別の目的でつけたものの一部を利用するというものを別枠で書きたかったということでもまたは熱流して、
2:25:14	いただきましたが、またはでつないでしまうと頭の方の、またの前のやつに、あたかも入っていないみたいに見えてしまうので、そこは文章上の工夫をさせていただきたいと思っておりますもともとは、

2:25:27	それとは別にもともとの目的別の目的で設置したものを一部利用することがありますということをやりたいかということでございます。以上です。はい、わかりました。でしたら、やはり、
2:25:39	もう少し適正化した方がいいと思います
2:25:43	まず含まれるってことはしっかりわかる。
2:25:46	必要があると思いますのでまたはちょっと適切じゃないかなと思いましたが、また再検討の方よろしく願います。
2:25:54	あと下、今回追加いただいて 150 キロアンペア超えかつ 270 キロアンペアに満たない直撃らってこれ、先ほどもうあまりいいセンスではないの。
2:26:04	ようなことをおっしゃっていましたが、
2:26:08	何でこういう表現になったのかってところ。
2:26:13	を教えてくださいませんか。
2:26:16	はい。上西家でございます。はい。単純に 270、過去捕獲するのが生涯 1 度、
2:26:26	105、200、谷中 150 の網をかけると、150 と 270 の間の網であれば、
2:26:37	全建屋も含めて捕獲できるということで主排気塔で捕獲数 270 よりも低くて、建屋タッチアップ 150 よりも、大きい値って意味で書きたかったんですけど、
2:26:51	何でこうなったかは、すいませんセンスがなかったとしか言いようがありません。はい。はい。室長の意図は伝わったものの、おっしゃる通り、
2:27:00	何、何か違和感ある。次、
2:27:03	だなと思ひまして今おっしゃった通りその意図がちゃんと伝わるように、
2:27:09	書いた方がいいかなと思っていましたが、
2:27:13	はい。
2:27:16	池上です。はい。おっしゃっていただいた脅威かつ、自分でも違和感がありましたので、十分考えます。はい。はい。規制庁加瀬です。あと基本設計方針に関してはそれぐらい。
2:27:29	でして、4-2 のところは先ほどと同様なんですけどその冷却塔のあい、間を埋めるようなそのリンクですね。
2:27:39	先ほど外部火災の方でも申し上げましたが、今冷却塔に対してこの構造物ってというのが一対一の表現になってないので、ちゃんとこれ守れてんのかって懸念がある状況。
2:27:52	というのが意図で、コメントした次第なので、4-2 のところを少し、
2:27:57	整理の方いただけますでしょうか。

2:28:00	はい。日本石田でございます。はい。おっしゃっていただいている通り特に落雷については、ネットでカバーしますと言って歩物自体の本来の報道自体はその上に名残で書いてあって、
2:28:14	院長も近いように、誰が誰だかよくわからないっていうのが一番よくないので、うまくリンクするようにさせていただきます
2:28:23	そうですね他の事象は多分音で前に書いてあるんで、番号でも触ればできるんですけど、今回の落雷の場合はなお書きで出てくるんでちょっと飛来物ネット側のところの後ろに、その上で言っている、それぞれの防衛のネットだということがわかるように、
2:28:42	書いて、間保管したいと思います以上です。はい、規制庁は3 その方針かなと思いますのでよろしくお願いします。
2:28:50	あと 82 ページ目。
2:28:52	4-3 に移るんですが、いろいろ条件を
2:28:57	明確化してもらったことによってわかっ。
2:29:00	たところではあるんですが、AとDぼつの、
2:29:05	避雷設備の引き下げ。
2:29:09	金属製の構造体。
2:29:13	なあ。
2:29:14	引き下げ導線としている2 ポツですか。
2:29:20	ええ。
2:29:24	火平井設備の外周。
2:29:28	もうその指示括弧自体が一つ挙げ動線ではなくて、そのうちのA棟、
2:29:34	それぞれのメッシュの、
2:29:36	を取った上で、何、何本かの学校のうち1ヶ所から引き下げ要請をしているというふうに、補足説明の方で受けていて、
2:29:47	それは、
2:29:50	1 ポツ目で表現されていることがそれに相当するんですか。
2:29:57	はい。日本原燃石原でございますそうですね平均間隔 25 メートル以下って書いてあるのは約 1 ポツ目ですね。
2:30:06	ただ補足で書いてることが読めるかちゅう話は、規制庁が要はですね指示確保というかその他盾を通過しているものっていうのがちょっとわからない。
2:30:19	ところがあったというところですね。
2:30:23	はい、承知しましたもう、確かに何を利用するかっていう、対象物が特定できないと外周にと言われても、確かにそうですね。そこは
2:30:35	どういうものを利用してるかっていうのが具体的にわかるように、補足に書いたようなことも考えながら、この文章は修文させていただきます

	す。はい、規制庁です。それでわかるようになると思いますのでよろしくをお願いします。
2:30:50	あとこの00資料は以上になります。すいません。コサクです。今の点でちょっと教えてください。私の勉強不足で申し訳ないんですけど。
2:31:00	今の話で具体的には、
2:31:05	発注、
2:31:07	4ページに図が書いてあってですね。
2:31:10	ええ。
2:31:13	飛来物II防護ネットの加工を、従来分としますと、
2:31:20	で、その柱のところが外周というふうに言われているということでそこから引き下げ当選。
2:31:30	を、なるべく短い形で
2:31:34	設置局につなぎますっていうことですよ。
2:31:38	はい。日本原燃瀬谷でございます。おっしゃっていただいている通りでございます。
2:31:42	はい。で、
2:31:45	加古が、
2:31:51	従来として、
2:31:54	適切なものになっているのかと。
2:31:57	ということについては、
2:32:01	等、
2:32:04	82ページの方で、字数のに準拠と。
2:32:10	ということで書いてあるんですけど、
2:32:14	具体的に書いてあるのは加工の
2:32:18	断面積として、有意な電圧差が出ないように、こういうこの断面積を持たせますということだとは思うんですけど、
2:32:31	それだけでいいのかっていうのがちょっとよくわからなくてですね。
2:32:35	例えば
2:32:37	加工が、
2:32:39	もっと緩くて、
2:32:41	間の張りみたいのがなければ、真ん中の方にドスンと落ちて来ないこないかみたいなことが出てくると思うんですけどそこら辺って何か規定あるんですか。
2:32:52	はい。井上石田でございます。これの断面積含めてコース構成する構造体に対してのその受電部としての、

2:33:03	設計方法をどういう方法とるかっていうメッシュ法採用しますという、飯法によって決まる幅であったりの規定はありますので、そういう規定を満足するというのが設計上の要件になると思ってます。
2:33:21	はい。そのあたりは、単純にこれ今JISで飛ばしてんですけど、
2:33:27	読めますかね。
2:33:29	それは、メッシュ包囲幅 20メートル以下となるようで表現できると。
2:33:36	はい。あとは当然その別紙法で
2:33:40	幅 20メートル以下っていうのが事実に対しては、法レベルを何ぼにするかで多分決まるので、そういうこともリンクしてかないとこの答えには行き着かないんですね。はい。
2:33:52	コサクですわかりましたじゃもうちょっと補足してもらって、具体は、補足説明資料でということですか。はい、そうですね二本木西田でございます補足の外。
2:34:04	カミナリ 01 っていうので一応、濃いこれ自体がちゃんと受電部として使えるということのリストの比較も含めた説明を書かさせていただきます。はい。これ添付がもうちょっとそういうもん見ながら、
2:34:16	もうちょっと補足的な表現を足して、イメージがわかるようにさせていただきます。はい。
2:34:24	はい、細田ですわかりました。ちょっと、
2:34:27	言葉を出すだけでも大分わかるようになるかと思っておりますのでよろしく。
2:34:34	はい。規制庁岡です。で、00 は、
2:34:38	今ぐらいなんですけどちょっと 01 の方で気になりましてちょっと今の話とも関係するところで、ちょうどわかるかと思うんですが、
2:34:48	01 の 19 ページ目、お願いします。
2:34:58	ここで、その後、雷保護レベル 1 と 4 の比較をしている中で、
2:35:06	先ほど言ったそのメッシュを幅 20 とかするっていうのが実はここで決まっているんですが、
2:35:13	とですね、
2:35:17	まずちょっと前提的な質問なんですけど、学校の感覚って今までマスクングされてたんですが、こういうぼやかした数字 5 から 7 メートルっていう部分は、今後出していく。
2:35:29	言ってもいいという判断で今回マスクングしてないという認識でよろしいですか。
2:35:38	はい。日本原燃石田でございます。幅で示す、ある部分を特定の答えを示さない場合は、出せる。
2:35:48	だろうですでしょうということで、話をして、
2:35:52	マスクングしない方向で答えを出しました。以上です。はい。規制庁、

2:35:57	今までマスキングされたところが外れてきた
2:35:59	ちょっと、
2:36:00	念のため伺った次第です。で、その2段落目の、
2:36:05	引き下げ動線の説明のところ、
2:36:08	2行目で、
2:36:11	学校の幅、間隔が狭いから大丈夫というふうに、
2:36:15	説明されているんですが、
2:36:18	引き下げ導線の間カクウは変わらないわけで、ここの説明ってどうい う。
2:36:26	意図でされたものなんでしょうか。
2:36:37	はい。日本原燃石田でございます。ですね私も。確かにこれ読んで、 最初気になって確認してたはずなんですけど、ちょっと同斜でした。
2:36:48	ちょっと次確認して、すみません。はい。室長がですそういう疑問が出 るかなと思ましてここ、この5から7メートルで全部
2:37:00	設置局に接続されていれば、それは全然わかる話なんです、
2:37:05	何かこれが理由になっているのかってところがちょっと曖昧なの で、事実確認の上、これをどういう意図で書いたかっていうその理由 を、
2:37:15	少し追記いただいた方がいいと思います。ちょっと今だと説明できない なと思った次第です。
2:37:22	はい。日本原燃石田でございますといたしまして私が疑問に思ったのも 同じポイントだったと思うので、はい。もう一度、事実確認して、は い。記載を拡充させていただきます。以上です。
2:37:32	はい。小阪です。申し訳ない
2:37:36	衛藤。
2:37:37	今の話でちょっとこの上の表で、
2:37:40	雷保護レベル1及び4と言って、
2:37:47	5から7メートルと
2:37:51	今度、
2:37:53	千野。
2:37:54	所に対応するのかとか、そこら辺の話はどうなってるんですか。
2:38:00	はい。日本原電石田でございます。はい。
2:38:05	これですね18ページの前のページから同意書があってもともとほぼレ ベル4として弱の4608、
2:38:15	-207に準拠して、4にしてましたと。改定されたものを見ると、原子 炉施設の安全性、安全に直接かかる機器何とかかんとかってこういうも のは、ここレベル1年、

2:38:28	今設計をしなさいよと書いてますと。
2:38:32	そうなると、保護レベルⅠに対応できるようになってるかってところを確認しなきゃいけないんじゃないかといって19ページの文章が書いてあるんですけど。
2:38:42	そういったときに、実際、
2:38:46	躯体としての構造であったりそういったものを考えて1相当といっても大丈夫だということを結論付けたいということなんですけど、そういう答えになる途中の理由が多分全くすっ飛ばし飛ばされて、
2:38:58	答えに至ってるので、岡さんのご指摘があったと思ってます。はい。
2:39:03	古作です。わかりました。全然説明になってないですね。
2:39:10	1相当っていうなら、引き下げ動線だったら10メートル。
2:39:14	だと言っているのに25メートルでいいんですけど、はい。
2:39:18	ということですか。
2:39:22	はい。ソーレも含めてはい説明がないと駄目だっていう時ね。
2:39:27	ちょっと事実確認ここで何を言いたいかも含めて事実確認してもう一度ちゃんとしたためさせていただきますはいすいません。はい。
2:39:35	はい、そうですわかりました。一応
2:39:40	別紙メッシュ、幅と引き上げ導線の感覚っていうのはそれぞれ機能が違うので、
2:39:48	そこをつなげてること自体がそもそも間違いであって、一つ一つ語るということだと思いますけど、その理解でいいですか。はい。二本木西野でございますおっしゃっていただいている通りだと思いますはい。話を邪魔でずっとわけがわからない。
2:40:04	対目的を達成できないと思いますので一つ一つ茎分けて繰り上げた説明をさせていただきます。はい。
2:40:13	はい。お願いします。一応私の理解でいうと、前者の方は、雷を逃がさないようにキャッチをする性能であり、
2:40:21	後者の方はそれをちゃんと、第1にガスと、
2:40:26	いう性能ということなので、
2:40:31	ちゃんと分けましょうということでございます。よろしく申し上げます。
2:40:36	はい、乳井西田でございます承知いたしました。
2:40:40	はい、規制庁岡です。はい。その辺の拡充はお願いします。あと外来03の方もちょっと気に。
2:40:48	なりまして、外来03って毎回ちょっと思うんですが、外来外来00-01-別紙4-2に対して、
2:41:00	コメントしたことが、

2:41:04	反映されず2、
2:41:06	来ていて、今回もその前回コメントしたその主排気塔以外の高い構造物の話が、
2:41:15	なくて、と同時に出来る資料なのに何か、
2:41:20	00-01の方はここをケアして、03の方はケアしてないっていうような状況がずっと続いていて1、リビジョン1頭痛なんか、
2:41:30	ずれたものが出てきている印象を持っているんですが、
2:41:34	その辺ってちゃんと連携とって作られているんですかねというのが一番大きなコメントなんです。
2:41:42	はい。日本原燃瀬谷でございます。
2:41:45	作っておる人間は一緒なので連携もくそもないと思うんですけど、わかってるかってところに若干の疑問はあるので、すみません。同じレビジョンの
2:41:57	レベルで、出し直すときには出させていただきます。おっしゃっていただいている通り、わざわざ項目、業務の2ではなお書きで、小1以外の高いこっちを書いて、別紙尾野さんのところに行ったときに、
2:42:11	わざわざ項目を出して設計を示しますと言ってるのに、この中に項目立てが書いてないっていうのはおかしな話ですのでそこは同じレベルにさせていただいた上で提出をさせていただきます。以上です。
2:42:23	はい。規制庁岡ですよろしく申し上げます。
2:42:26	落雷を通して、私から確認等以上なんですけど、他規制庁側から確認等ありますでしょうか。
2:42:36	コサクですねのためですけど、さっきの
2:42:41	土肥ケア、何だっけ、メッシュ法幅だったり、引き上げ動線の感覚だったりっていうのは、
2:42:52	等、
2:42:53	現状だと一井。
2:42:57	的確に入った形で設計してないので、何とか現状でいのように説明しようとかってコザイこうしてたりしませんか。
2:43:09	はい。日本原燃の石原でございます。今更ながら読んでみるとそういう文章にしか見えないですね。はい。
2:43:16	そうではなくて多分規格に対して適用しなきゃいけないものを決めて、それに対してちゃんと適合しているという説明になるというふうに、
2:43:27	説明が入れる必要があれば直すということかと思えます。以上です。
2:43:32	はい。はい、蘇武ですよろしく申し上げます。
2:43:35	少なくとも引き上げ動線の方であれば、追設すればいいわけで、的確にできるんじゃないかなと思います。で、メッシュ豊幅の方は、
2:43:49	5から7で若干は入ってない。

2:43:53	領域があるということですけど、
2:43:58	ネットに悪影響を及ぼさないように追加で設置できるかどうかちょっとよくわかりませんが、
2:44:07	を、
2:44:07	今日するようなこともあり得るんだと思うので、
2:44:11	こねくり回すよりまずちゃんとやるという思想のもとに、対応いただければと思います。
2:44:19	はい。日本原燃石川でございます承知いたしました。
2:44:26	規制庁岡です。他ないようでしたら、振り返り、お願いします。
2:44:31	はい宮城西原でございます。
2:44:35	まず00資料ですけども
2:44:40	構築物、今回のネットとかで物の表現は適正化をすると、いうこと、あと勝敗等以外の高い構築物、についてはどういう落雷を考慮するかということが、
2:44:55	設計方針に対して適切な日本語に修正をすると、いうこと。あと別紙4については、一つ防対象施設のところです、ネットの
2:45:08	名称が、計画等の名称等一対一にならないところで、ドローン冷却塔に対するネットなんだと、ということがわかるようにリンクを張らせていただきます。
2:45:19	あとは、別紙4-3であった、今回の
2:45:24	避雷設備の設計ですね、名称を使うところの実施から考えた時に必要な設計方針というところをもうちょっと具体の展開がわかるように、記載を拡充させていただくと。
2:45:37	ということです。あとは
2:45:40	外来0inchですかね。こちらは、新しいJISとの関係、設計としてあるべき姿が何なのかというのを明確にした上で、
2:45:50	説明を整理をさせていただくということ。
2:45:54	と思います。あとは、ガイドさすいませんレビジョンが毎回他と違っていて、今の最新の状況を全部合わせた上で、採決させていただきます。
2:46:05	以上です。はい、規制庁はです。先ほどの保護レベルのところはやはり、今、読み返しても、ちょっと
2:46:14	もうちょっとちゃんと書いて欲しいなと思いましたが、
2:46:19	よろしくお願いします。で、雷をレベル1と4の差です。
2:46:23	よろしくお願いします。
2:46:25	で、本日のメニューは以上になるかと思うんですが、コサクです。

2:46:30	大川さんが追加で言いたくなかったところもあって私も同じなんですけど、そうですね言い訳として、ワイヤーがワイヤーロープがとか何とか、
2:46:40	ネットがワイヤーロープだって言ってますけど、
2:46:43	全然
2:46:45	雷を伝えるという性能を持たせているものではないし、本当にじゃあそれでキャッチ、キャッチするのはできるかもしれないけどちゃんと伝達できるのかと。
2:46:56	というようなことを評価してもらわないと何の説明にもなってないということで当然、石原さんをご理解いただいているような気がしますけど。
2:47:07	これちゃんと専門家が見てるんですかっていう気がするんですけど。
2:47:11	大丈夫ですかね。
2:47:17	はい、弓削西原でございますちょっとで、
2:47:21	前の落雷の時の法令報告の疑問の電気とかいろいろな関係者で、そういうことがわかってる人間を集めてやったりしてましたのでそういう人間は関与してると思うんですけどただ、
2:47:31	三吉邸が大分、そういう人間でこういう部分を見させてるかというところに若干の、私も疑問がありますので、関係者集めて、議論した上で適切な設計になるように、
2:47:44	整理をさせていただきたいと思います。以上です。
2:47:47	はい、お願いします。
2:47:50	はい。規制庁大岡です。あと、スケジュール的には、これも来週前半ぐらいをめどという感じでしょうか。
2:47:58	はい、弓削西原でございます。はい。気持ちは前半です。はい。
2:48:03	このレベルの今の話は、専門家に見てもらう等もあるかと思えますし、ご説明しますので、そんなに焦らずというところはありますので、はい。お願いします。はい。
2:48:15	はい。ありがとうございます。
2:48:16	はい、大迫です。
2:48:19	といっても、添付の部分。
2:48:22	もう大分書き換えなきゃいけない部分もあるから、
2:48:26	最低限、
2:48:28	は早くやらないとなっていく感じがしますと言いつつも、大川さん心配されているのは多分、まともな検討せず、
2:48:38	上辺書かれてもねっていくことだと思ってるので、しっかりと検討した上で

2:48:46	補足説明として精査するというのは少し遅れてもいいからということかなと思いますけど、岡さんそういうことですか、規制庁はその通りですので、対応よろしくお願いします。
2:49:04	はい、日本医者からございます承知いたしましたはい。スピード感。
2:49:09	連絡当然中身も、はい。しっかりしたものということで対応させていただきます。
2:49:15	はい、規制庁課ですそれでは本日のメニューすべて終了しましたので、規制、
2:49:24	清水さんを返した方がいいですか。はい。
2:49:28	志水です。それじゃあ規制庁側は当然担保していくんよろしいでしょうか。
2:49:36	あげん側も特によろしいでしょうか。特にございません。ありがとうございました。
2:49:44	それではこれで本日のヒアリングは終了しますので江藤町尾川0この研修をお願いします